

令和4年3月7日

第1回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和4年3月7日(月) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	8番	村井 保夫
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	渡邊美喜子
13番	尾崎 忠義	14番	志村 忠昭

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	河田 数明
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	石井 克典
健康福祉課長	富木田 笑子
高齢者保険課長	松浦 久美子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開議 午前9時00分

議長（村井 勉）

お早うございます。

本日も定刻にご参集いただきまして、誠に有難うございます。

ただいま出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、7番 金井 浩三 君、11番 隅岡 美子 君を指名いたします。

日程第2. 一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁を合わせて60分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、12番 渡邊 美喜子 君。

議員（渡邊 美喜子）

皆さんお早うございます。12番 渡邊 美喜子、一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスから子供たちの命を守るには、この1点に絞り質問させていただきます。

本文に入る前に、コロナウイルス感染症で療養されておられます皆様に心からお見舞い申し上げます。また、リスクを背負いながら業務に当たられておられます医療・介護従事者の皆様をはじめ、社会生活に欠かせない職員の皆様に心より敬意を表するとともに、深く感謝を申し上げます。有難うございます。

令和4年3月5日時点での国内感染者数は528万5,003人、死亡者数は2万4,633人、県内の感染者数は1万261人、本町の感染者数は416人でデルタ株よりもオミクロン株の感染力が強く、2月1日から2月4日の短い期間に本町では23名の方が感染拡大しており、いまだ予断を許さぬ状況で、凄まじい感染力であります。また、感染者の中には10歳未満、10歳代、未就学児などの子供たちの年代が増加傾向にあることに大変に不安と感染の脅威を感じます。新型コロナウイルス感染症から子供たちを守ることを主にして質問させていただきます。一問一答方式でお願いいたします。

1点目の質問、子供の感染拡大に家庭内、施設内での感染防止対策について

伺います。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の子供の感染拡大に家庭内、施設内での感染防止対策はのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましてもオミクロン株による感染が拡大しており、本年1月と2月の2か月間で発生した陽性者299人のうち10歳未満または10歳代の子供たちは92人で3割を占めており、保育所の閉所や小学校での学級閉鎖が相次ぎました。クラスターの発生を防ぐため、数日から1週間程度を休業とすることで各施設での感染拡大防止には効果がありましたが、自宅療養中に他の家族に感染が広がるなど、家庭内感染の報告が多数寄せられました。これは成人であれば入院や宿泊療養施設を1人で利用することも可能ですが、小さな子供、特に未就学児や乳児は保護者の養育が必要であり家庭での療養が必然となることから、家庭内感染のリスクを高めていると思われまます。家庭内での感染防止対策の徹底には限界がありますが、引き続き消毒や換気の徹底、家庭内であってもマスクの着用や黙食を呼びかけております。また、施設内での感染防止対策は入念な消毒や換気等に加え、子供一人一人の健康観察など、より一層の対策を徹底するよう周知しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁をいただきました。

実は、ある保育所でのことなんですけども、いつも保護者の方が子供さんを連れて送迎している、そして以前は保育室まで子供さんを預けるために連れていってるんですけども、この感染症予防ということで玄関口で行ってる。本当に色々工夫してるなということを感じました。また、保育所となりますと、幼稚園は全てそうなんですけども、保育所は時間が早朝から居残り保育となりますと夕方の7時ということで、本当に時間的に長い時間なんですけども、保育士さんは皆さんですが保育所を上げて、また幼稚園も全部全てそうなんですけども、感染を防ぐことを重点として園児の体調面には気が抜けないと言われ、細心の注意を払ってるということを知っております。家庭内、また施設内においても日々継続していかなければならないことで、本当に心労はいかなるものかとお察しいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

質問2点目、保育士、幼稚園教諭、教職員、学童指導員、部活動指導員へのワクチン優先接種の3回目はどのようになってますでしょうか伺います。

健康福祉課長（富木田 笑子）

お早うございます。渡邊議員の保育士、幼稚園教諭、教職員、学童指導

員、部活動指導者へのワクチン優先接種はのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましては、1月7日より65歳以上の高齢者への追加接種を開始し順調に進んでいることから、町内に住民票を有する保育士や教職員等については2回目接種から6か月に前倒しして接種を開始しております。また、3月からは県内で市町を越えて広域接種が可能となったことから、町外に住民票がある方へも積極的に接種を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ご答弁いただきました。

町のホームページによりますと、第3回目約70%ぐらいですか、終了ということを知っておりますので、確かに多度津町、昨日の新聞ですか、5歳から11歳の部分も初めてということで、他の市町よりも1日早いんですけども、進んでるということで、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問、3点目ですが、12歳以上の希望する受験生などへのワクチン優先接種について伺ひます。

健康福祉課長（富木田 笑子）

渡邊議員の12歳以上の希望する受験生などへのワクチン優先接種はのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましては、1回目、2回目の初回接種を開始した際に夏休みを利用して学生が優先的に接種できるよう予約調整をしたり、町内の小児科医で優先的に接種できるよう調整してまいりました。現在、本町の接種体制につきましては、初回接種を希望される方はコールセンターでの電話予約のみとしており、ファイザー社製ワクチンも十分に在庫があることから優先的に接種できる体制にあるため、特に受験生に限って優先枠を設けることはいたしておりません。また、現在行っている追加接種につきましては、接種可能年齢は18歳以上で、2回目接種から6か月以上経過した方となっていることから、高校受験される方への接種は行っておりません。大学を受験される方で接種を希望される方はコールセンターでの電話予約においてご相談いただきましたら、優先的に接種できるよう対応させていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ご答弁いただきました。

実はこの新型コロナウイルス流行が続く中、県立、県内の公立高校の一般入試が明日から始まるということで、保護者の方、そして受験生も含めて学校

関係も、逆に登校を控えるという動きもあったと聞いております。生徒を送り出す学校、そして塾も含めて昨年以上に警戒を強めているということ、家庭っていう部分に関しましては相当、入試だけでも大変な時期に、またコロナということで、大変に精神的にも使っているのかなという風に思います。明日入試ということで、もしコロナに感染した場合は追加ということで、23日に試験があるということで、皆さん無事に受けていただければなという風に思いますし、まだまだこのワクチン接種等に関しましても、また次のワクチンを打たないかんじゃないかっていう話も出てますので、今後参考にしながらしっかりと頑張っていたきたいと思います。

それでは次の質問、4点目の質問に移ります。

発熱などの症状のある場合の対応の明確化について伺います。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の発熱などの症状のある場合の対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。

発熱などの症状がある場合は外出を控え、可能な限り同居家族との接触を避け、まずはかかりつけ医、もしくは発熱外来のある医療機関に電話をかけていただき、受診の時間等の指示を仰いでいただきます。診察医の判断によりPCR検査等を受けた結果、陽性であった場合は保健所から疫学調査や今後の対応について指示を受けることとなります。また、子供が陽性であった場合は速やかに所属する学校等へご連絡いただくよう保護者をお願いしております。保護者の皆様には毎日の検温や健康観察を行っていただき、発熱や喉の痛み等、風邪のような症状があった場合は軽症であっても過信せず、登園や登校を控えていただくよう今後も周知してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

発熱があった場合、コロナじゃないかという、やはり心配事に対してどこへ電話していいのか、よく私は聞かれる訳でございますが、今回コロナを一般質問に取り上げたことにより、より一層本町のホームページを毎日のように見ていました。何人の方がご覧になったかなと思いました。そして、ある町民の方からはあまり情報が入らないと言われたこともありました。毎日のように多度津町は更新されております。ぜひ多くの皆さんが見ていただければという風に思いました。今回こういう発熱があった場合とか、そういう部分に関してはホームページに載せてるんですけども、広報とか、そういう部分も載せていただければなという風に思いました。

それから、再質問ということでさせていただきます。

ホームページに令和2年2月28日に設置された多度津町新型コロナ対策本部

についての問合せは健康福祉課、丸亀市のPCR検査の問合せは保健センター、町のイベント、行事などの問合せは町長公室とありました。1つに窓口が絞れないのかなという風に思いましたが、いかがでしょうか。今後のこともありますので、そういう部分についてふと思った訳でございますが、いかがでしょうか、再質問です。

健康福祉課長（富木田 笑子）

渡邊議員の再質問にお答えいたします。

それぞれ所管が分かれていますけれども、詳しい情報はそれぞれが持っておりますが、健康福祉課の方が代表してお答えするようにいたしておりますので、お電話等問合せにつきましては健康福祉課の方にお問合せいただけたらと思います。なお、分かりやすいようにホームページの方にもそのように記載をしたいと考えますのでよろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

よろしく願いしたいと思います。

それから、再々質問になります。

コロナウイルス対策本部について、ホームページでは20回ほど会を持っているということで課長の皆さんと一緒に町長が本部長ということなんですけども、もう簡単でいいです、どういう話合いをされてるのか、内容がありましたら質問しますので、よろしくお答え下さい。

健康福祉課長（富木田 笑子）

渡邊議員の再々質問にお答えいたします。

コロナウイルスの対策本部会議での協議内容につきましては、主に庁内での感染者が発生した場合であったり、県下で新たに大きな動きがあった場合に集まって協議をしております。みんなで集まって協議をする以外にもメールで県からの案内文であったり、周知文であったりにつきましてはメールで周知するようにもいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

共有するというので、この本部対策が20回ということですが、まだまだ続くんじゃないかなというような思いがあるんですけども、町全体で取り組むという部分の一つになるのかなと思いますので、どうぞよろしく願いしたいと思います。

それでは、5点目の質問をさせていただきます。

保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校などの欠席基準の明確化、感染不安などによる登校見合せの場合の出席扱い、病児保育受入れの強化について伺

います。

教育長（三木 信行）

お早うございます。

渡邊議員の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校などの欠席基準の明確化、感染不安などによる登校見合せの場合の出席扱い化、病児保育の受入れの強化についてのご質問に答弁をさせていただきます。

幼稚園、小学校、中学校における出席の基準及び出席停止等につきましては、文部科学省や県からの通知に基づき、その中で示された基準によって適切に取り扱っております。具体的には、文部科学省作成の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」にありますように、幼児、児童・生徒の感染が判明した場合、または感染者の濃厚接触者に特定された場合、発熱等の風邪の症状が見られる時に出席停止の措置を取っております。また、同居の家族に発熱等の風邪の症状が見られる時にも出席停止の措置を取っております。加えて、保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった幼児、児童・生徒については、園長、校長の判断で出席停止の扱いとしております。このことにつきましては、各学校から保護者に対し文書やメールで周知をしております。併せて、教育委員会からもメールにて各家庭にお知らせをしておりますので、感染防止対策と併せてご理解をいただいていると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員のご質問のうち、保育所の欠席基準の明確化と病児保育の受入れの強化について答弁をさせていただきます。

保育所におきましても、児童だけでなく保護者や同居家族が陽性者や濃厚接触者となった場合には報告及び登所を見合せていただくよう周知を徹底しております。当該児童の最終登所日や保育所での行動歴を鑑みて、一部休所または全部休所について、保健所及び嘱託医と相談の上、判断しております。保護者にはご不便をおかけすることになりますが、児童や家族に発熱や風邪のような症状があった場合は、できる限り家庭保育をしていただくようお願いしております。

次に、病児保育の受入れ強化について答弁をさせていただきます。

病児・病後児保育事業は生後6か月から小学校6年生までの病気のお子さんを保護者の勤務等やむを得ない理由により家庭で育児ができない場合に一時的に保育、看護する事業です。新型コロナウイルス感染症は、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等感染症に分類され、外出自粛要請や就業制限の措置対象となっております。また、当該事業は乳幼児から小学生までを対象と

し、利用も近隣市町の広域での利用を可能とするため、既に濃厚接触者と断定されたり感染の恐れがある児童については感染拡大の恐れがあるため利用できないこととなっており、保健所の指導どおり自宅療養をしていただくこととしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ご答弁いただきました。感染対策が一番大切ということで、感染されて電話が学校の方に掛かってきたりすることも多いとは思いますが、先ほど教育長の話ではスムーズにメール発信ができて、保護者の方にも理解していただいているというお話がありました。

今後のことがありますので、新聞に載っておりましたので報告させていただきます。

感染が急拡大する中、短時間で対応をしなければならない事例ということで、これは中讃地域の小学校の場合でございます。1月下旬の午前8時頃に保護者から子供が感染したと連絡を受け、急遽学級閉鎖を決めました。既に児童の多くが登校済み、家庭に負担をかけるが感染を広げる訳にはいけないということで、校長先生の判断で保護者に一斉メールを送り、迎えに来てもらうなどして該当クラスの児童は、ほぼ全員1時間以内に帰宅させたということです。保護者も対応に苦慮しているということで、実はもう一点ですが、中学校の長女が学年閉鎖になった、これは高松市の女性の方からでございます。通知メールが届いたのは前日の午後9時頃、仕方がないとは分かっているけれども、昼食の用意などがあるのも、もう少し連絡が早かったらいいのに。そして、坂出市の男性40歳です。小学校の長女のクラスが学級閉鎖に、幼稚園からの要請で園児妹2人の登園を自粛したため、一度に3人の面倒を見ることになったといい、共働きなので妻と交互に仕事を休んだ、急なことだと仕事の調整が難しいとこぼしたという、こういう例がやはりありますので、そういう部分も参考になるか分かりませんが、考えていただければという風に思います。

そして、そういうために、なくするためにということでいいことを書いておりました。それは、多度津町はスムーズにいったるということですので、情報共有を保護者の方、学校、また保育所関係、幼稚園も含めてですけど、ちゃんとできてるからかなという風に思いました。学びの場の確保や家庭の負担を考える必要があるため、これが正しい、正解と示すのは難しい。そうした中で重要なのは学校、保護者双方の感染リスクを分担し合える関係を築くこと。学校側は閉鎖の通知だけではなく、校内の感染対策などについても発信、保護者と積極的に情報を共有していると、これからもこういうことをや

るべきであるということをご参考のためにお話しさせていただきました。

続いての6点目の質問をさせていただきます。

在宅リモート授業、タブレット活用、家庭内の通信環境確保の支援について伺います。

教育長（三木 信行）

渡邊議員の在宅リモート授業、タブレット活用、家庭内の通信環境確保の支援についてのご質問に答弁をさせていただきます。

国の施策によるGIGAスクール構想に基づき、本町においては昨年度末に学校内の通信環境の整備及び児童・生徒1人1台のタブレットの整備が完了したところです。タブレット端末の持ち帰りに関しては12月議会で渡邊議員からのご質問に答弁させていただいたとおり、学習用タブレット端末等の貸与と家庭活用ガイドラインを策定し運用しております。コロナ禍等でタブレット端末の持ち帰り活用することが想定されていたため、夏休みより順次各家庭へ持ち帰り、通信テストを実施しております。ただし、インターネット接続環境がない家庭にはモバイルルーターを貸し出しております。このたびオミクロン株の感染拡大に伴い学級閉鎖等を実施した際にはタブレットを持ち帰り、発達段階に応じて授業や健康状態の確認を実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁いただきました。タブレットってということで実際実施されてるということに少し安堵感を感じております。

昨年は臨時休校ということで、本当に夏休みを返上して子供たちの授業時数を確保したということになる訳でございますが、今回はどうなのでしょう。まだ先は長い訳でございますが、学力保障の不安を感じる方も多いんじゃないかと思えます。授業の遅れに対する対応につきまして、タブレットを含めて、他にも対応についてお示しいただければという風に思います。よろしく、再質問であります。

教育長（三木 信行）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

学校の学習機会の保障というご質問であったかという風に理解しておりますが、現段階で教育課程については予定どおり進んでおります。これまで多度津町内、この1月に入るまでは臨時休校等はありませんでした。それから、1月中旬以降、臨時休業するクラスが出てきております。それは皆様方のご承知のとおりであります。その際には感染拡大を防ぐために当該のクラスについて臨時休業を行い、そして一人一人の健康観察をした上で学級を再開しております。それ以外の学級、学年については授業をしっかりと確保してい

る状況があります。もう一つ、県立高校の方は2月のある時期から、21日以降午前授業という風な対応しておりますが、町内の小・中学校につきましては、特に小学校は昼食を食べた後、授業をしないということになると、かえって預かり保育等で密になるということもありまして、現段階では授業を進めております。そういうことで、授業時数の確保ということではできております。

中学校では、今、部活動をしておりません。どの学校も本当にリスクのある活動を徹底して避けておりまして、例えば中学校は対面になる教室、例えば理科室とか家庭科室はもう一切使っておりません。ただひたすら前を向いて粛々と授業を行っております。部活動もしておりません。小学校へ行くと、子供たちはかつては1年生の子供たちは鼻を出してマスクをしていたんですが、今はきちっとマスクをしております。

そういう中で最低限の授業だけは確保していきたいと、そういう感染対策をしながら何とか毎日しのぎながら学校生活を送っているというのが正直なところであります。総じて、学習機会については、確保はできているという風にお答えをしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁いただきました。学力保障というのか、そういう部分に関しては遅れが出てないという部分で安心いたしました。また、今後ともどうなるか分かりませんが、子供たちのためにお願いしたいと思います。

それでは、次の質問、7点目の質問をさせていただきます。

国の制度として休校・休園などの際には保護者の支援対策として学校等休業助成金・支援金の給付、給付手続支援、受付体制の強化、給付の敏速化などについて伺います。

産業課長（谷口 賢司）

お早うございます。渡邊議員の休校・休園等の際の保護者への助成金等の支援対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

厚生労働省の所管で2件の事業がございます。

1件目は、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金でございます。これは新型コロナウイルス感染症による小学校等の臨時休業に伴い、子供の世話をを行うために仕事を休まざるを得ない保護者に有給の休暇を取得させた事業者に対して、休暇中に支払った賃金相当額を支給するものでございます。2件目は、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等応援支援金でございます。これも同様の理由で契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者に支援金を支給するものでございます。

いずれの窓口も雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等応援助成金・支援金コールセンターとなっており、住民の方から問合せがあれば随時窓口をご案内してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ご答弁いただきました。

この制度は何年からあるのか、始まっているのか、そして今この制度を利用している方は何人の方がおられますか。再質問です。よろしくお願いいたします。

産業課長（谷口 賢司）

渡邊議員の再質問に答弁させていただきます。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、本件の2件の事業に関しましては厚生労働省の所管の事業でございます。何年何月からこの制度が始まったかというのは今手元に資料がございません。

それと、何件の方がこれを活用されているかということに関しても、こちらに関しましては、先ほど申し上げましたとおり国の所管で、町を通しませんので私の方では把握はしてございません。

なお、この事業も含めてなんでございますが、香川県が取りまとめております現在の国の事業、これに関しましては香川県のホームページで香川県の事業者の皆様方へという形で、こういった青い形のパンフレットを国の方が作成してございます。一方で、県民の暮らしと営みを守る香川県民の皆様へということで、事業者以外の方々、県民の方々に対する資料も県のホームページの方でこういった形で、これは個人の方は緑色、事業者用は青色という形でホームページの方に載ってございますので、こちらの方でご確認いただけたらと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ご答弁有難うございました。この件につきまして、保護者の方から仕事を休んで、こういう制度があるのを知らなかったと、そして職場の方からもこんな制度があるんだけどと、今、課長さんの方からお話があったんですけども、やはり申請の仕方が分からないとか、そういう部分もあったように思います。これは香川県のホームページに載ってるんですか。多度津町のホームページじゃなくって県の方のホームページですね。済みません。ここで何かしゃべって申し訳ありません。確かに多度津町のホームページの方をずっと見たんですけども、こういう部分に関しては載ってなかったものですから、なぜ多度津町のホームページの方に載せないのかなという風に思いました。

し、他の市町では学校の保護者宛てにお手紙を出している、このことに関して、こういうのがありますよっていうことで出してるということを聞いておりますが、そういう部分も含めて、やはりこれは大事な事かなと思うんです。休むことによって、子供たちとしっかり我が子とコロナに対して看病ができるという風に安心してできるんじゃないかなという風に思っていますので、そういった点もちょっと調べていただきまして、保護者の方に伝達するとか、またこれも県のホームページとなりますと何か遠いと感じますので、町のホームページとか広報等にも書いていただければという風に思っております。これは要望でございます。

それから、実は私こんなにも休校になった保育所、またこれはこども園、全国でなんですけど、こんなに多くの学校、それからこども園を含めて休校になってる、休園になってるのを驚いたんですけれども、全国で休園になった保育所、こども園は2月20日時点で759か所、小・中学校で学級閉鎖、学校閉鎖が相次いでいますということで本町も確かに増えてきているのは事実でございますので、どうかこういった部分も保護者の方に大事な事ですので、また事業所も含めて伝えていただければという風に思います。要望でございます。

それでは、8点目の質問をさせていただきます。

保護者からの電話・相談窓口の設置についてお願いいたします。

教育長（三木 信行）

渡邊議員の保護者からの電話・相談窓口の設置についてのご質問に答弁をさせていただきます。

必ずしも新型コロナウイルス感染症に特化した電話相談窓口は設置されていませんが、各幼稚園、小・中学校及び教育委員会において主で対応する職員を決定して、適切に相談に応じております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

相談窓口ということは、保護者の方にとりましては、ここへ電話したら色々な答えが出るということで安心になるのかなとは思いますが、今後ともそういった面をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

プライバシー保護やいじめ、心身への負担軽減などに配慮を、このことにつきましてお伺ひします。

教育長（三木 信行）

渡邊議員のプライバシー保護やいじめ、心身への負担軽減などに配慮についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在の新型コロナウイルスの感染拡大状況においては、誰もがいつ感染したとしてもおかしくない状況であり、実際に幼児、児童・生徒の身近なところでも感染者が以前より増えております。そのために感染予防対策を徹底することはもとより、感染したことによって不当な差別や扱い等を受けることがないように子供たちに対して指導したり、家庭への配慮を求める通知を送ったりすることを繰り返し行っております。また、学級閉鎖等の保護者への連絡に関しては関係する方にのみ送付するとともに、プライバシー保護や風評被害が生じないように配慮を依頼しております。それらに加えて、各学校においては子供たちの様子に気を配り、気になる様子が見られた際には声をかけたり相談に乗ったりして、迅速かつ適切に心のケアを行えるように配慮しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

プライバシー保護とかいじめとかという部分に関しましては、やはり心身ともに負担が掛かってくる、またそのことが原因で不登校とか、そういう部分になる可能性があると思いますので、どうかそういった点も今後よろしくお願ひしたいと思います。

10点目の質問をさせていただきます。

5歳から11歳の子供を対象にした新型コロナウイルスワクチン接種に定める努力義務規定の対象外とする方向で検討に入ったと言われていますが、本町の今後の医療体制と接種スケジュールを伺います。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の5歳から11歳の子供を対象にした新型コロナワクチン接種スケジュールと医療体制についてのご質問に答弁をさせていただきます。

5歳から11歳を対象とした新型コロナワクチン接種につきまして、本町におきましても子供の感染者が多く発生していることから、2月22日に全対象者に接種券を発送し、3月4日より県内でもいち早く町内2か所の医療機関においてワクチン接種を開始しております。議員のおっしゃるとおり、小児のワクチン接種は努力義務規定の対象外となっておりますが、基礎疾患を有するお子様には国においても接種をお勧めしております。保護者の皆様には感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について正しい知識を持っていただいた上で、お子様と一緒にご検討くださいますようお願いしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

これ新聞に載っておりますが、5歳から11歳、子供を対象にした新型コロナワクチン接種が4日ということで、写真入りで多度津町、最初のワクチン

注射ということで思う訳でございますが、これは中野小児科医院なんですけども、子供たちの5歳から11歳ということで、子供を対象にしたっていう部分に関しましては中野小児科医院1か所なのでしょうか。まだ、他にワクチン接種ができる病院等があるんでしょうか、再質問です。

健康福祉課長（富木田 笑子）

渡邊議員の再質問にお答えいたします。

現在、小児ワクチンをスタートしましたのは、4日から中野小児科、5日からくるみクリニックでお願いしております。小児のワクチンにつきましてはお子さんの対応に慣れております普段から小児のインフルエンザワクチンの接種されております病院でお願いしております。今後、接種希望者数が増えてまいりましたら他の内科医でも接種を可能としております。今後様子を見ながら広げていきたいと思っておりますが、まずは小児を専門にした医療機関からスタートしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

多くの子供たちが、努力義務という部分を含んでるんですけども、できるだけ多くの子供たちが接種していただきたいなという思いをしております。そういった部分では後遺症とかという部分があるかと思いますが、それこそ新聞にも施設、病院、医療には20万円ですか、ここで後遺症に対して色んな説明をするということも書いており、補助金が出てますので、そういった面も含めて皆さん多くの方が受けていただきたいなという風に思っております。

それでは、11点目の質問にいたします。

今後の課題や問題点について伺います。

健康福祉課長（富木田 笑子）

渡邊議員の今後の課題や問題点についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましては、町医師会の多大なるご協力もあり、ワクチンの接種体制は十分に確保されており、国が指示する前倒し接種もさらに加速して積極的に接種が進み、他市町より接種率が高い状況でございます。しかしながら、武田モデルナ社ワクチンよりファイザー社ワクチンを希望される方が多く、初回接種完了後6か月が経過し接種可能であっても、ファイザー社ワクチンの予約枠の空きを待たれる傾向が見られ、モデルナ社ワクチンの予約枠に空きがある状況が見られております。今後もこれまで同様、ワクチンの効果や有効性、交接種の利点等を周知啓発するとともに、町医師会の協力を得ながら希望する町民の皆様が早期にワクチン接種を完了できるよう努めて

まいります。また、5歳から11歳への接種に使用するワクチン接種につきましても、接種部位の痛みや全身倦怠感、発熱等の副反応を理由に接種が進まないことが懸念されております。先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方を保護者に周知し、お子様本人と保護者でよく相談して接種を検討していただけるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ご答弁有難うございました。

以上で11点の質問を終わりますが、今後一日も早いコロナウイルス感染症の収束のことを祈るばかりでありますし、第7波のステルスオミクロンが出現しているということが書かれておりました。これは感染力が強く、重症化しやすいということを聞いております。まだまだ予断を許さない状況でありますし、今後とも本当に職員の皆さんをはじめ、大変だと思っておりますが、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。これをもちまして、私の一般質問を終了いたします。ご答弁有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって12番 渡邊 美喜子 議員の質問を終わります。

次に、5番 中野 一郎 君。

議員（中野 一郎）

お早うございます。5番 中野 一郎でございます。よろしくお願ひします。

次の3点について質問申し上げます。

まず1番目、多度津町の歴史とは何か及び重要伝統的建造物群保存地区選定について、2つ目が学校給食費の公会計化の課題について、3つ目が特定健康診査受診率の向上対策について、この3つについて質問申し上げます。

まず1つ目ですけれども、多度津町の歴史とは何か及び重要伝統的建造物群保存地区選定について、この重要伝統的建造物群保存地区という言葉が長いので、この後は重伝建ということで短縮して述べさせていただきます。

まず、多度津町の歴史とは何かについて質問します。

町長は令和3年度施政方針の中で多度津町の将来像を「ひと・暮らし・歴史が共生するまち たどつ」を目指して、多度津町の特色を生かしつつ町民の皆様のご幸せの向上のために、私をはじめ、全職員が職務に取り組んでまいり所存でございますと述べられています。令和4年度の施政方針も同じような内容です。すなわち、歴史はひと・暮らしに並立した、多度津にとって重要な3本柱の一つと考えられていると思ひます。

多度津、ここではあえて町とは言いませんけれども、の歴史は旧石器時代に

始まります。白方地区で石器を使った生活が行われました。縄文時代になると縄文土器を使った生活が行われ、白方、豊原で土器が見つかっています。弥生時代には、町内各所で弥生土器が見つかっています。古墳時代には、白方地区を中心に古墳が造られています。例えば盛土山古墳です。奈良、平安時代では、大化の改新の頃には条里制地割が敷かれ、庄八尺遺跡、南鴨遺跡などが発見されています。749年に道隆寺が建てられました。鎌倉時代になると、加茂神社、南鴨周辺に荘園が造られました。室町時代になると、香川氏が天霧山と多度津山に城を築き、西讃一帯を支配しました。江戸時代になると、丸亀藩が多度津を治めました。1694年に多度津藩ができました。1828年、多度津に陣屋、林求馬邸ができました。1828年、多度津の新しい港が完成しました。後は長くなるので説明は省略しますが、多度津の歴史とは、今お話ししたそれら全てだと思います。歴史の勉強にはなりましたが、現在、近代の合田邸ばかりにフォーカスが当たっているようです。

1890年に多度津町が完成しました。施政方針の多度津町の歴史とは多度津町ができてから以降のことを言っているのでしょうか。それとも、旧多度津町のことでしょうか。それ以前の白方村、四箇村、豊原村の歴史は入っていないのでしょうか。多度津の歴史と多度津町の歴史は別物で使い分けしているのですか。そして、何より大事なものはそれぞれの地域で地域の歴史を各自治会の住民が守り続けているということです。

そこで町長は多度津の歴史をどう考えていられますか、お伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の多度津町の歴史とは何かについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町は、多度津、豊原、四箇、白方の4つの地区と高見島、佐柳島の島嶼部から成ります。それぞれの地区にその地区ならではの歴史があり、その歴史を示す文化財や歴史的風致が伝えられております。多度津町の歴史とは、これら全ての地区の歴史を含むものであり、多度津の歴史という場合は先史から現在に至るまでの全ての地区の歴史を指すものと考えております。

本町の歴史が他市町と比べて、他市町にはなくて多度津にあるものは何か、そのことを知ることによって子供たちが町に対して誇りと愛着が持て、多度津の未来を創造してもらいたい、そのようなシビックプライドを醸成していくことが未来に向けてのまちづくりと人づくりに繋がっていくと確信しております。シビックプライドを醸成していくための取組が、歴史と伝統文化を生かした魅力のあるまちづくりと人づくりであり、人口減少対策、地方創生事業だと考えております。

本町は金比羅参詣の海の玄関としてにぎわい、江戸後期に甚甫を大きく築造

したことにより、北前船の交易が盛んになり、財をなした七福神と呼ばれる富豪が現れました。その方々の富を活用して鉄道事業、電力、銀行業が開業され、多度津は四国の近代産業発祥の地としてにぎわっておりました。七福神と呼ばれる方々は自分の富を私利にも使いますが、私利私欲の私利です、よりも地域の発展のために使いました。その功績は大きく、多度津町は町制を布きながら商工会ではなく商工会議所に属しております。これは全国の町の中でも現在は多度津だけだと思っております。令和3年10月1日から11月23日、県立ミュージアムで多度津物語という特別展で近代香川を生み出した町、多度津も取り上げてくれました。

現在、本町では重要伝統的建造物群保存地区の選定に向けた取組や町指定文化財である合田邸の保存と活用等に取り組んでいるところでありますが、その先には地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、いわゆる歴史まちづくり法等をはじめとした国の各種施策の導入等を視野に入れつつ、全ての地区の歴史を生かしたまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。今後の構想等も聞けて良かったと思います。

それでは次に、重伝建の保存地区選定について伺います。

町長は令和3年度施政方針の中で、重伝建保存地区選定に向けての協議、調整を進めてまいりますと述べられています。令和4年度の施政方針では、選定に向けて専門家等の意見を伺いながら保存条例等の制度設計を行い、住民の皆様には制度内容を丁寧に説明し、ご理解をいただくよう努めてまいりますという内容に令和4年度は変わっています。文化財保護法という伝統的建造物保存地区とは、城下町、宿場町、門前町、寺内町、港町、農村、漁村などの伝統的建造物群及びこれと一体をなして歴史的風致を形成している環境を保存するために市町村が定める地区を指します。市町村は伝統的建造物群保存地区を決定し、地区内の保存群を計画的に進めるため、保存条例に基づき保存活動計画を進めます。国は市町村からの申出を受けて、我が国にとって価値が高いと判断したものを重要伝統的建造物群保存地区に選定します。この制度は文化財としての建造物を点、単体ではなく面、群で保存しようとするもので、保存地区内では社寺、民家、蔵などの建造物はもちろん、門、土塀、石垣、水路、墓、石塔、石仏、灯籠などの工作物、庭園、生け垣、樹木、水路などの環境物件を特定し、保存措置を図ることとされています。このように点ではなく、面である必要があります。

香川県では、丸亀市塩飽本島町笠島伝統的重伝建地区があります。丸亀市塩

飽本町の笠島重伝建地区は古代から海上交通の要衝で、操船に長けた島民が多く、海運で名を馳せました。その影響力を大きく、織田信長、豊臣秀吉、徳川家康といった歴代の統治者と提携し、江戸時代には塩飽水軍は幕府の御用船として活躍しました。島の集落には珍しく、城下町のように計画的に整備された町並みを見ることができます。

一方、全国の重伝建の地区は大部分が江戸時代以前なんです。昭和期の重伝建保存地区もありますが、私が調べたところでは、多度津よりかなり歴史的価値が高いように感じます。

そこで、次の4点についてお伺いします。

まず、現在までの協議、調整の内容についてお伺いします。

教育課長（竹田 光芳）

中野議員の重要伝統的建造物群保存地区選定に向けての現在までの協議、調整内容についてのご質問に答弁をさせていただきます。

平成29年、30年度において、文化庁の補助金を受けて伝統的建造物群保存地区対策調査を実施し、令和元年度末に多度津町多度津伝統的建造物群保存対策調査報告書を発刊しております。発刊後は、調査報告等の各種講演会での講演や香川県立ミュージアムの特別展と連動した各種行事の開催等を通じて伝統的町並みの保存と活用に向けた機運醸成の取組を推進しております。令和3年12月には文化庁の担当調査官から現地指導を受け、その際の指摘事項等を踏まえながら県教育委員会とも連携しつつ関係者との協議調整を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、町長は令和4年の施政方針でも述べられておりますが、町の重伝建保存地区の決定や保存条例、保存活動計画の進行状況についてお伺いします。

教育課長（竹田 光芳）

中野議員の多度津町の重伝建保存地区決定や保存条例、保存活動計画の進行状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、伝統的建造物群保存地区の制度、いわゆる伝建制度の内容について自治会長や地域住民の方へ説明を行っているところであり、制度導入に必要な保存条例や保存活用計画については、調査にも携わっていただいた学識経験者からの指導や文化庁及び県教育委員会からの指導助言を受けながら、教育課を中心に関係各課で連携して制度設計について検討を行っているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

今現在、重伝建を進めている中での課題と問題等についてお伺いします。

教育課長（竹田 光芳）

中野議員の現在の課題についてのご質問に答弁をさせていただきます。

伝建制度は指定や登録といった文化財保護制度とは異なり、面的な保護をかけるものであります。よって、すでに新しい家を建てている方も制度による規制や優遇措置の対象となります。そのため、地域住民の方々に制度の導入について広くご理解いただくことが必要となります。制度について丁寧な説明を行い、理解をいただけるよう努めてまいります。また、個々の伝統的建造物については将来にわたって保存していくことについて同意を得る必要があります。これを特定物件といたしますが、多度津の伝統的建造物群の特徴と価値を示すものを特定物件とできるよう、所有者への説明を尽くしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、重伝建選定の可能性についてお伺いします。多度津町の重伝建地区選定の可能性は何%ぐらいありますか。費用対効果のことも考えていただきたいので、お伺いします。

教育課長（竹田 光芳）

中野議員の選定の可能性についてのご質問に答弁をさせていただきます。

先に実施した学術調査を経て、本通りの伝統的町並みについては特に高い文化的価値を有すると評価されております。具体的な数値をお答えすることは困難ですが、伝建制度の導入について地域住民の方々に広くご理解いただき、正しく伝統的な町並みの特徴と価値を伝える特定物件を押さえていくことができれば、選定される可能性はかなり高くなります。先に申し上げた課題の解決に取り組み、重要伝統的建造物群保存地区への選定に向けて努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。今、答弁いただいた内容をお聞きして、大体これからの進めていく方針というのが理解できたかなっていう風に思います。

私の地元の南鴨では、今年、念仏踊が予定されています。多くの小学生の参加が必要なため、コロナの影響から実施の最終決定はまだなされていませんが、このように各地域では有形無形の文化遺産の継承を行っています。町全体のことを考えれば、今進めている合田邸もその一部だと思います。町長も施政方針で述べられているように、住民の説明と理解を得て、今後その上で

進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、2つ目の質問に移ります。

学校給食費の公会計化の課題についてです。

町長は令和3年度の施政方針の中で、これまで教職員が徴収、管理していた学校給食費を町が徴収、管理する公会計へ移行することにより、教職員の業務負担の軽減や働きやすい環境の整備を図りますという風に述べられています。そして、実際その公会計化がなった訳なんですけれども、中央教育審議会の答申や文部科学省のガイドラインにより、学校給食費については公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべき指示に基づいて、この4月から多度津町でも実施されることになった訳です。学校給食費が公会計化されることにより、給食費は町の私債権として位置づけられます。これにより、徴収率の維持に努める必要があります。先般制定した私債権管理条例及び同規則に基づいた手続に則り徴収、管理することが求められます。そのため、督促状や催告書を送付します。それでも支払いが確認できなかった場合は、法的措置等の厳正な措置がなされます。

中央教育審議会の答申や文部科学省のガイドラインによると、児童手当からの申出徴求、これは天引きと言いますけれども、という方法があります。保護者の申出に基づいて、保護者に支払われる児童手当から徴求することができます。児童手当の受給資格のある保護者が児童手当の支払いを受ける前に、児童手当の額の全部または一部を学校給食費の支払いに充てる旨を申し出た場合には、児童手当の支払いをする際に児童手当から学校給食費を徴収することができるという風にされています。児童手当から学校給食費を徴求した場合には、その徴求した額について児童手当の支給があったものとみなすことができるとされています。児童手当からの申出徴求については未納者に限っている地方公共団体もありますが、その一方で学校給食費の主たる徴収方法として児童手当からの申出徴求を推進している地方公共団体もあります。児童手当からの申出徴求には、徴収の都度、保護者が納入のための手続を行う必要がないため、保護者の負担が少ない、口座振替と異なり学校給食費を確実に徴求できる、地方公共団体における手数料等の財政負担が発生しないというメリットがあります。児童手当からの申出徴求は、徴収率の維持向上のために有用であると私は考えます。

児童手当から徴求できるのは、学校給食費を徴求する地方公共団体と同じ地方公共団体が児童手当を支給している場合に限られます。そのため、保護者が国家公務員、都道府県職員または他市町村の職員の場合には児童手当法第17条により、児童手当の支給はそれぞれの所属する各省各庁の長、地方公共団体の長となるため、児童手当からの申出徴求は実施することができませ

ん。現在、多度津町では児童手当からの申出徴求は行われていません。

そこで、次の3点についてお伺いします。

まず、1つ目ですが、学校ごとの督促、滞納状況についてお伺いします。

教育課長（竹田 光芳）

中野議員の学校ごとの督促、滞納状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、本町においては令和3年度より学校給食費を公会計化しております。今まで学校が保護者より給食費を徴収し、給食センターへ支払っていたものが、請求から徴収、支払いまでを町で行っております。議員ご質問の学校ごとの状況につきましては、地区や個人等の特定の恐れがありますので町全体での答弁となることをご理解下さい。また、1月喫食分につきましては2月25日に引き落としになり、全ての銀行からのデータを料金システムに反映できていませんので12月喫食分、1月に請求したもので答弁をさせていただきます。

12月までに請求した件数は1万4,150件で、請求した金額は6,313万7,335円です。未納件数は200件で、滞納金額は89万1,790円となっております。未納者数は55名で、世帯数では32世帯となっております。未納者に対しては口座引き落としの方の場合は納付書を兼ねた引き落とし不納通知書をおおむね5日後に送付し、それでも未納の方に対して納期限の5日後に督促状を発送しています。また、納付書の方に関しては口座引き落としの方と同じタイミングで督促状を発送しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

公会計化によって教職員の業務負担は軽減されたと思いますが、一方、教育課職員の滞納督促等の事務負担は増加しているのではないかと思います。

この点に係る勤務時間等の増加等についてお伺いします。

教育課長（竹田 光芳）

中野議員の教育課職員の勤務時間の増加等についてのご質問に答弁をさせていただきます。

学校給食費の公会計化に伴って議員ご指摘のとおり業務量は増加しておりますが、職員はそれのみの業務を行っている訳ではないので、勤務時間の増加を数字として述べることはできないことをご理解下さい。また、今年度は事業開始年度ということであり、全幼児、児童・生徒、教職員の口座番号をシステムへ入力を行ったり、内容の確認等に時間を要しております。ただし、請求行為や督促発行事務に関してはシステムでの一括処理することにより、学校で行っていた際よりも効率化がされたと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

先ほど私が説明申し上げました児童手当からの申出徴求を多度津も行った方が良いと私は考えますが、それについての考えをお伺いします。

教育課長（竹田 光芳）

中野議員の児童手当からの申出徴収についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、学校給食費徴収管理に関するガイドラインには児童手当法第21条第1項及び第2項に基づき、児童手当の受給資格のある保護者が児童手当の支払いを受ける前に児童手当の額の全部または一部を学校給食費の支払いに充てる旨を申し出た場合には、児童手当の支払いをする際に児童手当から学校給食費を充てることとされており、また、同法第21条第3項により、児童手当から学校給食費を徴収した場合には、その徴収した額について児童手当の支給があったものとみなすこととされており、ただし、同法第15条において児童手当の支給を受ける権利は譲渡し、担保に供し、または差し押さえることはできないと受給権の保護が規定されているため、主たる徴収方法として児童手当の申出徴収を実施している市町村は少ない状態です。また、未納者のみに対し実施している市町村もあります。本町においては、徴収事務及び滞納事務について各法の趣旨に則り、児童手当の申出徴収を含め、保護者の負担や事務の効率化、軽減を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。今年、学校給食費の公会計が始まった年で、今年だけの滞納なんですけれども、それが来年、再来年となって、前年度、前年度の持ち越しがあると、これは何年も何年も管理しないと、毎年毎年それが仕舞ができていけば、それは翌年度繰越分は0円なんですけれども、前年度が解消できないと、どんどんどんどん累積していくようになります。ですので、教育課の職員の方の事務負担が少しでも軽減できますように、この検討をしていただきますよう、よろしく願いしたらと思います。有難うございます。

次に、3番目の質問ですが、特定健康診査受診率の向上対策についてお伺いします。

香川県は、糖尿病の受療率が人口10万人当たり242人、全国ワースト8位、全国平均は192人、一方多度津町は香川県の市町村の良い方から10番目で247人となっています。なお、香川県の糖尿病による死亡率は人口10万人当たり

17.1人、これは全国ワースト3位、全国平均は11.2人と全国平均に比べ高い状況となっています。生活習慣病の一つである糖尿病は、進行すると様々な合併症を引き起こす可能性のある恐ろしい病気です。重症化し、人工透析や食事制限が必要になれば、心身はもちろん仕事や生活、家計にも大きく負担がかかってきます。

町長は令和3年度の施政方針の中で、健康事業につきましては引き続き特定健診の受診率向上に努め、病気の早期発見、早期治療や生活習慣病重症化予防に取り組んでまいりますと述べられています。令和4年度の施政方針でも若干表現は異なりますが、受診率の向上に努めると述べられています。

生活習慣病と言われている糖尿病や高血圧症、脂質異常症は、最初は症状がなくても心筋梗塞、脳卒中などの重大な病気に繋がり、生活の質の低下や医療費の増大を招きます。特定健康診査はメタボリックシンドローム、内臓脂肪症候群に着目して、これらの病気のリスクがある方の生活習慣をより望ましいものに変えていくための保健指導を受けていただくことを目的にした健康診査です。特定診査項目は、診察等、問診、身体計測、血圧測定、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査です。自己負担は500円で、町民税非課税世帯の方は無料です。特定健康診査料は1万218円の診査料がかかっています。医師の必要性の判断により、眼底検査まで受ければ1万1,359円の診査料がかかります。差額は町が負担していただいています。

多度津町では、毎年5月下旬に人間ドックを受診していない人のために特定健康診査の実施についてのご案内を送付しています。また、6月の広報にも受診を勧奨する記事が掲載され、実施期間は6月1日から9月30日までです。健診機関は町内の14の医療機関です。特定健診の受診率の推移は、平成27年から5年間、令和元年度までは45%前後で推移していますが、令和2年度はコロナの影響から38.8%と大きく下がりました。私も令和3年度より国民健康保険の被保険者になり、特定健診を受け、そこで特定保健指導を初めて受けました。30分程度の指導で、8か月で5キロの減量とウエストが5センチ減になりました、でもまだメタボですけど。

特定健診の結果、糖尿病予備群と診断されると保健師や管理栄養士などの専門家のサポートで特定保健指導を受けることができます。特定健康診査受診率、特定保健指導実施率が向上すれば、どういうメリットがあるのでしょうか。まず第1に、健康面から生活習慣病関連の所見の有所見率の減少及び生活習慣病予備群のうち生活習慣病に進行する者の割合の減少が図れ、健康寿命を延ばすことができます。第2に、経済上の面から中・長期的な医療費の削減効果があると考えられます。このことを考えた上で対策を講ずる必要があると思います。

そこで、次の2点についてお伺いします。

まず1番目、目標設定についてで、これはまだ公表されてませんが、予定として今あるのが令和6年3月末の目標値を特定健康診査受診率60.0%、特定保健指導実施率、積極的支援が35%、動機づけが62%に目標設定していますと書いてますと書いてますが、これは一応予定でこうなってると思います。目標がないところに施策はないと思います。診査を受けることも大切ですが、保健指導を受けることにも意義があると思います。そこで、目標設定の根拠についてお伺いします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

中野議員の特定健診、特定保健指導に関する目標設定についてのご質問に答弁をさせていただきます。

目標設定については、平成29年度に策定いたしました第2期多度津町保健事業実施計画データヘルス計画において、国から示されていた特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針の市町村国保の加入者に係る特定健康診査及び特定保健指導の平成35年度、令和5年度の目標実施率を基に設定したものであります。しかし、その目標には届いていないのが現状です。特定健診、特定保健指導は病気の早期発見、早期治療等にも繋がり、被保険者の方の健康を守るために不可欠な健診であるため、今後も受診率の向上に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

受診率の向上対策について4点ほど考えてみましたので、検討していただけるかお伺いします。

まず1つ目で、対象者への案内についてですが、受診券の送付時などを利用して健診受診の必要性など、受診意欲を高める案内を行うことが重要なんです。受診阻害の要因として受診券の紛失があるため、色つきなど目立つ工夫や個別的なメッセージ、メール送信などの案内方法で対応したらどうかと考えます。答弁をお願いします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

中野委員の特定健診対象者への案内についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、特定健診の受診案内として受診券と実施期間や受診できる医療機関名等を印刷した色紙を茶色の封筒に入れて送付しております。受診券は業者委託により一括して印刷しているため、受診券自体を色つきにすることは難しいですが、受診意欲の向上のため特定健診に関するパンフレット等を同封することや受診券の紛失を防止するために封筒を色つきのものにして目立つよ

うにすることを検討したいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

2つ目ですけれども、広報、周知についてということで、多度津町の特定健診の内容を可能な限り分かりやすく解説したパンフレットの配布物の作成やホームページへ掲載したりするなど、関係機関での掲示等の周知活動を行うことにより対象者や実施機関の理解の促進を図ることが有効であると考えますが、これについての答弁をお願いします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

中野議員の特定健診に関する広報、周知についてのご質問に答弁をさせていただきます。

特定健診について、広報には原則健診が始まる6月、健診が終わる9月、追加健診の12月に案内を掲載していますが、ホームページにも実施期間に合わせた記事の掲載について検討します。また、以前特定健診実施期間等を記載した掲示物を作成し、受診できる町内の医療機関に掲示をしていただいたことがありますので、再度医療機関等と相談して啓発に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

3つ目の提案ですけれども、未受診者の対応として未受診の理由として健診の意義を意識していないと考えられるので、健診の意義を含めて少なくとも1回は個別の再案内をしてはどう思うかと考えます。また、医療機関に通院中であることも未受診理由として考えられるため、未受診理由の把握を含めて対象者の利便性等を考慮した受診勧奨や健診の実施を図ってはどうかと考えます。これについての答弁をお願いします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

中野議員の未受診者への対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、開始を例年より1か月遅らせ、なるべく分散して受診できるよう特定健診の実施期間を7月から12月と長く設定いたしました。そのため再勧奨を行うことはできませんでした。今年度は期間を例年どおり6月から9月に戻し、12月に追加健診で未受診の方に再勧奨を行いました。その再勧奨の案内作成について初めて業者委託を行い、例年ですと追加健診の期間をお知らせするだけでしたが、今回は初めて特定健診の対象となった方、これまで一度も受診したことのない方、受診をしたりしなかったりする方、毎年受診しているのに今年度のみ受診していない方と4つのグループに対象者を分けて、そのグループによって

異なる案内を送付いたしました。約2,400名に案内を送付した結果、約130名から受診希望の申出があり、その申出の際、これまで定期的に病院にかかっていたから特定健診を受けたことがなかったが、案内にかかりつけ医で受ける検査とは違う項目もあると書いてあるのを見て受けてみようと思ったというご意見もいただき、内容を変えたことによる一定の効果を感じております。

保健指導に関しましては、保健センターで実施している人間ドックを受診される方については、特定健診受診後、すぐ保健指導を受けることができるので指導に繋がっておりますが、町内の医療機関で特定健診を受診された方については、国保連合会を通して町にデータが届いてから丸亀市内の契約医療機関で保健指導を受けることができる案内を送付するため、タイムラグが発生し、指導へ繋がっていないものと考えられます。また、指導を受けていない理由として、保健指導は町内の医療機関で受診できず、丸亀市まで行くのが遠いという意見をいただいております、その改善のため、今年度は看護師資格を持った会計年度任用職員に研修を受けてもらい、丸亀市まで行かなくても町内で指導を受けることができるよう体制を整えました。今後、案内内容を見直す等をして保健指導の大切さを啓発し、利用に繋がるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次、4つ目の提案ですけど、インセンティブのシステムの構築ということで、健診を受診するという健康づくりに関連した行動の動機づけを強化する方法の一つとして、インセンティブシステムの構築による効果っていうのが期待されています。インセンティブには金銭、報酬だけでなく周りの評価、表彰等ですけども、や自己実現欲求を満たすものも含まれています。健康には社会、経済、生活、あらゆる環境が関係しているため、他部署との連携を図り、可能であれば暮らしの中で健康を配慮できるよう、町の産業や地域組織も活用した持続性のある仕組みを構築してはどうかと考えます。これについての答弁をお願いします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

中野議員のインセンティブシステムの構築についてのご質問に答弁をさせていただきます。

県が主体となって行っておりますマイチャレかがわでは健診の受診や自分で設定した運動や食事に関する目標を達成することによりポイントが付与され、ポイントがたまれば県産品や図書カード等が当たるご褒美抽選に応募できる仕組みとなっております。また、一定の健康ポイント数を達成すると、

マイチャレカードを取得することができ、県内のサービス協力店で提示すると割引されたり、プレゼントをもらったりすることができます。対象者は小学生以上の香川県民の方となっており、役場の窓口でお渡しする記録シートか県が提供しておりますスマホアプリで参加することが可能となっております。まだ参加者が少ないため、県からの広報に加えて本町においても周知してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。特定健診の受診率が向上することにより、ひいては住民が健康になり、健康寿命が延び、医療費の軽減等に繋がっていくように色々な施策を検討、実施していただいて、設定された目標に向けてチャレンジしていただきたいと思いますよう、よろしく願いいたします。

以上で私の質問は終わります。どうも答弁有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって5番 中野 一郎 議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入りたいと思います。

再開は11時5分で、よろしく願いいたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時5分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、9番 小川 保 君。

議員（小川 保）

失礼します。9番 小川 保です。

本日は、いつ起こるか分からない巨大地震の備えは、そして新さぬき浜街道にアクセスする県道205号線は、以上2項目を一問一答にて質問いたします。我が国経済は新型コロナオミクロン株感染症対策としての自粛などによって、個人消費並びにそれによって影響を受けた経済活動が低調となりました。経済はあらゆるステークホルダーによって影響されることはご承知のことでしょうが、この状態から次のステージとなった場合、地方自治体は素早く対応できるのかなど、今後の準備態勢が肝要だと考えております。そんな中ではありますが、一方ではいつ起こるか分からない巨大地震の発生によって、私たちの生活は避難所の設備・機能・システム運営はなど、コロナに傾注したことによって避難所での生活想定が勢い、置いていかれてしまいそう

な懸念があります。

そこで、質問いたします。

現状を確認します。あらゆる災害が発生した際の避難所、多くの町民が緊急的に避難し、生活をしていく場所を設定されていますが、全ての場所とそこでの生活環境、インフラなど必要最低限の整備状況をご説明いただきたい。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員の災害が発生した際に町民が避難生活を送る全ての避難所と、その生活環境、インフラなどの整備状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

災害対策基本法第49条の7に規定される指定避難所は町内に12か所あり、その場所は多度津町リサイクルプラザ、県立多度津高等学校、多度津小学校、多度津中学校、豊原小学校、豊原幼稚園、四箇小学校、町民健康センター、白方小学校、高見島研修センター、佐柳いこいの家、佐柳本浦住民会館であります。指定避難所としての生活環境につきましては、各施設において県地域防災計画に基づく備蓄品を整備しているほか、パーティションや簡易トイレ等を備蓄し、避難生活を送る際に少しでも快適となるよう整備を進めているところでございます。また、インフラにつきましては各施設管理者に確認したところ、電気及び水道については全ての施設で整備されており、ガスについては島嶼部を除く施設で整備されているとのことであります。加えて、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症対策のための衛生用品につきましては、マスク、手指消毒用アルコールや非接触式体温計等を備蓄しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

次に、それぞれの場所、設備のライフラインについて質問いたします。現在の避難所でライフラインが止まった場合の代替システムは、いかようになっているのでしょうか。

総務課長（泉 知典）

小川議員の避難所でのライフラインが止まった場合の代替システムについてのご質問に答弁をさせていただきます。

指定避難所につきましては、ライフラインが止まった場合に代替システムと呼称されるような大規模な設備は現在のところ整備されておりませんが、先ほど町長の答弁で申し上げましたとおり、県地域防災計画に基づき、飲料水をはじめとした備蓄品を適切に整備してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

ライフラインの代替システムは整備していないということですが、人々の生活には電気、水道、衛生などライフラインが必要ですが、再度確認いたします。その中で特に電気が確保できていることは非常に重要であり、水道施設を動かすのも電気が必要であります。広範囲での停電状態、つまりブラックアウト、日本で初めてのブラックアウトはいつ発生したか。皆さん記憶されておりますか。これはつい3年余り前、2018年9月6日、北海道胆振東部地震、これにおいてブラックアウトが発生いたしました。広範囲において全て電気供給がなくなったということです。急ぎ復旧をして、1日後には徐々に回復していったということですがけれども、送電が途絶えた場合、復旧までに不便で不安な状態が想像されます。その間の供給設備は多度津町においてはいかようになっておりますか。

総務課長（泉 知典）

小川議員の再質問の送電が途絶えた場合における電気の供給設備についてのご質問に答弁をさせていただきます。

停電の際の電気の供給設備につきましては、多度津中学校のみではありますが、建て替えの際に非常用発電機を設置し、災害時に体育館等の照明等に利用できるよう整備しているほか、体育館のある指定避難所については多数の避難者が想定されているため、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、全ての小・中学校及び県立多度津高等学校の6施設に蓄電池を整備したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

本年は前回の南海巨大地震から76年目です。地震、津波などは地球規模の自然のことですので断定はできませんが、確率からいって発生の可能性は否定できません。そして、自然の発生に対応できる設備は公助でしか設置できません。そのため、県や町などは公共施設の建物などへの耐震化を進めたり、海岸や河川の強化整備をしていることだと承知しております。しかし、幾ら万全の措置を取ったとしても想定外の事象が発生してしまいます。

ゼロカーボンシティ、多度津町は今回宣言をいたしました。まずは再生可能エネルギーへの転換を1歩ずつ、地に足をつけて進めていくことが肝要かと思えます。太陽光発電、風力発電などにより発電、蓄電でもって供給が可能になれば、そんな設備があればと考えますが、いかがでしょうか。

総務課長（泉 知典）

小川議員の停電した場合の再生可能エネルギーによる発電、蓄電可能な設備の導入についてのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど申し上げました全小・中学校及び県立多度津高等学校の6施設に配備した蓄電池につきましては、太陽光による充電が可能であり、スマートフォン約300台分の充電やLEDライト、これは1灯ですが、約30時間分の点灯ができる電気が繰り返し使用できるものとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

もちろん設備は、設置経費のほかに維持費はかかります。再生可能なエネルギーだとしても同じです。現在の蓄電池アイテムは4～5年経過すれば、やがて劣化などにより交換が必要となりますが、それに対応できる研究が進み、次第に安価で性能の確かな製品が開発されてきておるようです。そこで、予算のことを考慮して毎年1基ずつでも整備していくのはどうでしょうか。2031年までの10年間で10基整備できます。公園や広場、避難所などの送電がストップして一斉にブラックアウトしても、自前の電源が確保できれば明かりも携帯の電源も確保でき、人々を安心させてくれる場所になります。全箇所一気に導入とは申しませんが、先進の装置を導入していただけるよう提案いたしますが、いかがでございましょうか。

総務課長（泉 知典）

小川議員の先進装置の導入についてのご質問に答弁させていただきます。議員ご指摘のとおり、蓄電池につきましては日数が経過するごとに電力容量が低下しますので、適切な時期に更新する必要があります。現在整備しております蓄電池が更新時期となりましたら、類似製品を比較検討し、各施設管理者との協議の上、導入に向けて検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

建設課長（三谷 勝則）

小川議員の先進の装置を導入していただけるよう提案いたしますがについてのご質問に答弁をさせていただきます。

建設課で整備を進めております道福寺公園につきましては、災害発生時の一時的な緊急避難場所とすることから、公園、施設は町民の皆様が避難時に少しでも不安にならないように、議員のご質問にありました電気、水道、衛生などのライフラインが必要と考えます。今回整備します道福寺公園のトイレ施設は通常時は下水道と接続されており、災害時は汲み取り式トイレとして利用できる構造となっております。また、避難時の緊急的な電気等の供給においては、公園の照明施設の一部を太陽光発電や風力発電などの自然エネルギーを活用したものや携帯電話等が充電できる蓄電池の設置などについて国の補助事業などの利用も含め整備を進めていきたいと考えております。その他の公園施設には、避難時の炊き出しに利用できるカマドベンチや災害時に

必要な物が収納できる倉庫やベンチを設置予定でございます。今後は緊急時にテントとして利用できる遊具など災害時に活用可能な施設についても調査研究し、町民の皆様が災害時に安心・安全に避難できる場所として公園整備を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。ぜひお願いしたいと思います。

先日、1月27日の日経新聞1面に蓄電池で再生可能エネルギー安定供給という見出しでもって、送電会社に対して接続に応じる義務を経済産業省の方が提案しております。この記事については多分皆様お読みだと思いますけれども、これにおいて補助事業ということをどんどん進めようということ国も積極的に提案しておりますので、ぜひ活用をお願いしたいと思います。

それから、現在の自家発電装置でございますけれども、やはりエンジン式でやっております関係上、燃料を使って、つまり化石燃料、ゼロカーボンとはちょっと離れた部分での使用でしょう。それから、このエンジン式については、夜は騒音が激しいということで夜は使えません。ということは、夜には風力発電といったことも考慮した装置をすればいかがかなと思いますので、ぜひ脱炭素の一步を進めていただきたいと思います。

次に、さて避難所は密になることが想定されて、一定の間隔で換気が必要となってきます。特に室内で二酸化炭素濃度が設定値を超える異常に反応して警報が発せられる装置がありますが、コロナ禍の中、密集になりやすい避難所の生活に一定のメッセージがあることも住民の安心に繋がります。こういった設備の設置のご検討はされているのでしょうか、お尋ねいたします。

総務課長（泉 知典）

小川議員の密となる避難所における二酸化炭素濃度測定器の設置についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、指定避難所につきましては多数の避難者で密となることが想定されますため、経済産業省の二酸化炭素濃度測定器の選定等に関するガイドライン等に基づき、施設管理者と協議の上、適切に導入できるよう検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。ぜひお願いしたいと思います。

次に、2項目、新さぬき浜街道にアクセスする県道205号線は、昨年6月にも質問をいたしましたけれども、白方地区の新浜街道の開通に伴って、それに繋がる庄の修理免地区から山階、岡地区へのアクセス、県道多度津・丸亀線

205号線の開通は、ご承知のとおり緊急の課題です。道路の整備はにぎわいづくり、そして産業の発展など多くのメリットがありますが、その肝腎な道路がいまだ着工さえもしておりません。

ここで質問いたします。急ぎ整備すべきアクセス道路ですが、その進捗はいかようになっておりましたでしょうか。

建設課長（三谷 勝則）

小川議員の県道205号線の進捗はについてのご質問に答弁をさせていただきます。

県で整備を進めていただいております県道205号線多度津・丸亀線につきましては、議員ご質問の約1.6キロの区間と奥白方地区の約0.9キロ区間は未整備でございます。県に進捗を確認したところ、平成14年度から多度津工区として整備を進めてきた県道善通寺・多度津線から県道多度津・善通寺線までのJR土讃線を跨ぐ区間のバイパスが昨年3月に完成し、引き続き今年度から県道多度津・善通寺線との交差点から西の区間の整備に着手しております。昨年11月から現地の測量を実施しているとのことでありました。本区間につきましては道路幅員が狭く、車両等の交通量も多い道路であり、小・中学校の多くの児童・生徒が通学している通学路であります。また、本県道は今年21日に開通を予定しております県道丸亀・詫間・豊浜線さぬき浜街道へのアクセス道路であり、議員のご質問にありましたように町のにぎわいづくり、産業の発展など、本町にとっては非常に優先度の高い道路整備であると考えております。今後は地元と町が連携を図り、県道205号線多度津・丸亀線の事業推進に向け県と協力体制をつくり、道路整備においては町民皆様が安全・安心に利用できるよう、交通安全対策につきましても地元の皆様のご意見をお聞きしながら進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。本当に大変だろうと思っておりますけれども、県道ですから相手は香川県です。香川県としっかり相談をして強く要望をお願いしたいと思っております。

多分これは皆さん方もご承知だと思います。道路をきちっと整備するということは、そこで産業が起きると、この可能性は十分あります。併せて、幅員がきちっと整備された上は、車の到来も非常に増えてまいります。交通安全の件も注意しながらお願いしたいと思っております。

以上で私、9番 小川 保の質問を終わらせていただきます。

有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって9番 小川 保 議員の質問は終わります。
ここで暫時休憩し、昼食タイムといたします。
再開を午後1時といたします。よろしくお願いいたします。

休憩 午前11時31分

再開 午後1時0分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、10番 古川 幸義 君。

議員（古川 幸義）

10番 古川 幸義でございます。通告順により次の質問をいたしますので、関連各課の答弁をよろしくお願いいたします。

最近、新庁舎工事も竣工があと僅かになり、建物は低層ではありますが遠くからもよく目立つようになり、駅東側の雰囲気も様変わりし、住民の関心も新庁舎竣工に多く集まり、意見や声も各年代ごとに多くあるようです。今回、町の人たちの声としてこの場で紹介させていただきます。

意見として、役場が駅を挟んで向こう側になったので、用があって行くのが遠回りになり不便になった。通勤でJRを使っているが、新しい庁舎が建つので周辺の寂しい景色が少しにぎわいを感じた。1つ、最近免許証を返上したので、町役場に行くためには高い陸橋を自転車で渡るのにはかなり無理がある。跨線橋や橋にエレベーターがあるが、かなり不便である。少し工夫して欲しい。庁舎を建てた後、全体の道路のアクセスを考えて欲しい。1つ、庁舎周りはきれいに整備していますが、肝心の駅は老朽化しているため、何ともアンバランスを感じる。駅と庁舎、周辺整備と関連して町の計画（都市計画）が長年かけて行われていたのですが、長期的に計画したように思えない。1つ、町民全てが駅に関心がある訳ではありません。町民全体の生活を考えて計画をして欲しい。1つ、駅周辺、庁舎等の工事のため、多額の負債ができたと聞きました。目的のため負債を抱えることは仕方がないことかもしれませんが、将来のことを考え、子育て世代や若い人たちのためになるような事業は他にあるのではないのでしょうか。1つ、駅東側に庁舎ができ、周りの道路は広げているようですが、その他の周辺道路は狭く、今後道路事情は悪くなるのではと心配しています。1つ、庁舎周りはきれいに整備すると聞きました。多度津の駅は他の駅のようにいつバリアフリーになるのですか。

このような声、意見を他にも多く聞きましたので、駅周辺整備と駅のバリア

フリー化との関連について次の質問をいたします。

1点目の質問は、駅周辺整備は駅バリアフリー化や駅構内整備と並行するべきではないかについて質問いたします。

1つ、駅の整備と駅バリアフリー化は、いつ整備できるのでしょうか。

1つ、駅の周辺整備、緑化などは駅の整備、駅バリアフリー化と平衡するべきと思いますが、いかがでしょうか。

1つ、駅東側に将来改札口ができると便利になるが、要望や計画はあるのかお伺いいたします。

以上、3点、併せての答弁で結構ですので、よろしくお願ひいたします。

町長（丸尾 幸雄）

古川議員の駅周辺整備は駅バリアフリー化や駅構内整備と平衡するべきではないのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

多度津駅のバリアフリー化につきましては、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法及び基本方針において令和7年度までの実現が努力義務となっていること、また町は国の施策に準じてバリアフリー化を推進する立場であることから、事業主体であるJR四国と様々な整備案について費用面や運用面をはじめ、利用者の利便性や動線なども含め協議を行ってまいりました。これまでの協議を踏まえJR四国から提示された整備案は、現在の駅舎南側に連絡通路及びエレベーターなどを設置することで、できる限り早期にバリアフリー化を実現し、将来的には駅舎を複層化し、現在の跨線橋と繋ぐことで駅利用者の利便性を高めることができるという内容でありました。この整備案につきましては、現在の厳しい町の財政状況などを勘案しますと、将来性と財政面からより現実的な案であったことから、バリアフリー法の趣旨に則り事業開始に向けて負担分の予算化など、必要な準備を進めてきたところでございます。しかしながら、多度津駅のバリアフリー化につきましては橋上駅あるいは駅東側に改札口を設けるなど、より利便性の高い整備を望むご意見もあり、改めてJR四国で整備案を検討することとなったことから、今年度予定しておりました設計業務などが令和4年度に繰り越されることとなったところでございます。

なお、駅バリアフリー化の整備時期につきましては、現時点では設計業務を行っていないことから未定ではございますが、バリアフリー法やその基本方針で示されております令和7年度までを目標に、事業主体であるJR四国や県などの関係機関とともに進めてまいりたいと考えております。また、多度津駅周辺の開発整備につきましては、多度津駅周辺の活性化に関する条例に基づき、議員にも委員としてご尽力いただきました多度津駅周辺開発整備等

検討委員会での議論を経て、令和2年3月議会でご議決いただきました多度津駅周辺開発整備等推進計画が基本的な考え方や方向性となっており、その方針を堅持し、駅周辺のにぎわいや交流の促進、さらにはコンパクトシティの実現に向けた事業を進めているところでございます。

駅のバリアフリー設備や駅構内は当然ながらJR四国の施設ではございますが、駅周辺整備において特に関連ある事業につきましては、手戻りの発生や一体性が欠如することがないよう整備を進めるとともに、費用対効果や町全体への波及効果、さらには現在の厳しい財政状況なども考慮しながら関係機関と十分に連携を図りつつ、できる限り効率的で効果的な事業の実施が行えますよう今後も協議等を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまのご答弁に対しまして、要望、意見を述べさせていただきます。ご答弁にあった駅南側に連絡通路及びエレベーターを整備することをJR四国の以前の整備案ですが、全体をイメージすると駅の中に跨線橋が2つあり、少しアンバランスな感じがいたします。それが決定された計画であれば仕方ないことですが、今後建築総合デザインとしてその限られた空間を見ると、町の施設と駅の空間が融合していないような気がいたします。希望としたすならば、駅周辺整備につきましては駅前ロータリー部分のスペースを有効活用し、クォーターバスなどの交通の循環の拠点とし、JR駅が交通のハブ化になりますことを、結局、駅のにぎわい、町民の満足度を上げる要素になるのではないかと思います。最初の町民の意見として上げておりましたが、厳しい財政難の中での整備でございますので、町民の満足度を基準とした将来の費用対効果のあるものを強く望んでおります。

それでは、2点目の質問に入らせていただきます。

2点目の質問は、長引くコロナ禍、介護予防の必要は、についてお伺いいたします。以前質問をいたしました長引くコロナ禍、本町は、と介護予防時代、本町の対策と実施は、について再度合わせて質問いたします。

以前、令和2年9月に長引くコロナ禍について、今後本町にどのような影響が出るのか、また対策はどのようにするのかを質問いたしました。その際のご答弁では、先行きは不透明であるが、国、県との連携を取りながら対処していくとご答弁され、現在ワクチンの早期接種の実施やコロナ対策による給付金等の早期の実施などのご努力に対し、住民を代表して心よりお礼を申し上げます。しかし、最近ではオミクロン株による影響で全国各地では蔓延防止のための対策、対応に迫られている現状であります。一方では介護保険の申請に関する気になる記事がありました。

介護度が進んだと判断される場合に提出される区分変更の申請件数が全国的に急増し、そのことに新型コロナウイルス感染症に伴う高齢者のひきこもりが影響しているのではないかという内容でした。高齢者のウイルス感染や感染後の重篤化も問題ですが、これらの要因が別の病を深刻化させていることとなります。昨年3月に質問いたしましたフレイル対策やプレフレイル対策等が、コロナ蔓延防止対策やワクチン接種などを緊急に優先するために、なかなか介護予防事業に対する弊害があったのではないかと思われまます。また、緊急事態宣言による外出自粛などで新規に介護申請を控えた要因もあるのではないかと推察いたしますが、いかがでしょうか。

そこで、次の質問に入ります。

質問1、本町での新規申請件数や区分変更申請件数は、コロナ禍以前と比較して数値の変化についてお伺いいたします。2点目の質問は、コロナで通所介護や短期入所の利用の変化はなかったのかについてお伺いします。合わせて2点、ご答弁をよろしくお願ひいたします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

古川議員の要介護認定新規申請者や変更申請の件数の変化についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町の要介護認定新規申請者は、平成30年度291人、令和元年度286人、令和2年度293人、令和3年度1月末現在では234人であり、変更申請は平成30年度151人、令和元年度132人、令和2年度141人、令和3年度1月末現在では115人で、両申請ともに大きな増減はありませんでした。しかし、介護保険制度の改正により更新申請による認定の有効期間が平成30年4月から最大24か月から36か月までとなり、令和3年4月からは48か月までと変わっていることや、国より新型コロナウイルス感染症の感染拡大における臨時的な取扱いとして、介護保険施設や医療機関等が入所者等との面会制限措置を行っていることにより、認定調査が困難な状況においては従来の期間に新たに12か月まで期間を延長することができるとされ、その臨時的取扱いを行ったことにより今後変更申請を希望される方が増えると考えられます。

次に、新型コロナウイルス感染症により通所介護や短期入所サービスの利用状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町の通所介護を含む通所サービスは平成30年度5,793件、令和元年度5,808件、令和2年度5,780件、令和3年度の見込みは5,892件と大きな変化はありませんでした。また、短期入所サービスは平成30年度859件、令和元年度844件、令和2年度589件、令和3年度見込みは543件であり、令和2年度と令和3年度は大きく減少しています。これは緊急事態宣言時以降、感染防止のため、個々の利用者の状況に応じて短期入所の利用方法を変更したり制限し

たりしている事業所があることが影響していると考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまの答弁に対しまして再質問をいたします。

答弁の中で令和2年度、令和3年度の見込みが大きく減少したと答えられましたが、この原因はやはりコロナの感染に対する蔓延防止、または施設内で濃厚接触者のために入所を控えたと、またコロナが発生したために関連のある方は濃厚接触者、また家族に濃厚接触者が出たために通所を控えたと、こういう風な解釈として考えてもよろしいのでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、短期入所サービスにおきましては、新型コロナウイルス感染症の県下の感染状況が影響したと考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

それでは、次の質問に入らせていただきます。

質問3点目、外出自粛により家にいる時間が増え、介護される側と家族との間のトラブルや相談等についてお伺いいたします。同様に家族の介護鬱や介護ストレスなどの相談は増加していないかも併せてお伺いいたします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

古川議員の外出自粛により家にいる時間が増え、介護される側と家族側とのトラブルや相談等についてのご質問に答弁をさせていただきます。

特に直接そのような相談はございませんが、新型コロナウイルス感染症が影響して在宅療養を希望されるご家族のご相談が増加傾向にあります。入院や施設では感染防止対策のため、以前のように頻回に面会ができなくなり、家族との時間を有意義なものにするため、医療や介護サービスを利用しながら在宅療養を希望するご家族が増えてきております。そのため、今後議員のおっしゃるとおりの問題が発生してくる可能性があります。そうならないために介護支援専門員の利用者や家族に寄り添ったケアマネジメントが必要になってくると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまの答弁に対しまして再質問をさせていただきます。

在宅療養について様々な目に見えない問題がございますが、医療や介護サービスを利用しながら在宅療養を希望する家族が増えているという答弁であり

ましたので、それに対応する医療側や介護サービスをする側の対応や反応はどうなっているのでしょうか。また、対応に対しての家族側はどういうことになっているのか、またお伺いいたします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

在宅医療、介護を希望されるご家族の方は、主治医から本人の病状等の説明を受け、話し合いができています。主治医は必要な訪問診療、訪問看護などの医療サービスを退院時に合わせて調整していただいております。介護サービスは介護支援専門員を決定し、主治医と連携し、必要なサービスを調整しています。迅速な対応が必要な場合も多いですが、医療機関と介護サービス事業者が連携して対応していただいております。受ける側の家族からは特にご意見をいただいておりますので、不安や不満のない在宅療養ができていると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

次の質問に入らせていただきます。

要介護状態の区分の段階において、ADL、日常生活動作の基本的な生活を送るために最低限必要な動作の段階で判断するとお察しいたしますが、日常生活における基本的な起居動作、移乗、移動、食事、更衣、排せつ、入浴、整容動作を指す基本的な日常生活動作、BADLと、その次の段階である掃除、料理、洗濯、買物などの家事や交通機関の利用、電話対応などのコミュニケーション、スケジュール調整、服薬管理、金銭管理、趣味などの複雑な動作を指す手段的日常生活動作、IADL等を判断基準とされていると推察いたしますが、独居や高齢者夫婦の世帯では段階の進行や症状の発見などが、場合として見逃される場合が多いのではないかとおもわれますがいかがでしょうか。

質問4に入らせていただきます。

コロナ禍で高齢者夫婦、独居者の段階の微妙な進行や症状の発見、対処、処置はどうするのかについてお伺いいたします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

古川議員の高齢者の微妙な変化の発見、対処等についてのご質問に答弁をさせていただきます。

介護サービスを利用されている方の繊細な変化等の気づきなどは担当する介護支援専門員が月に一度自宅等を訪問し、本人や家族と面談したり、利用している介護サービス事業所から利用報告を受けたりして状況を確認しています。その結果、サービスの利用計画の変更が必要な場合はサービス担当者会

で必要性を検討し対応しております。また、介護サービスを利用されていない方は民生委員からの相談や新型コロナウイルスワクチン接種を通じて医療機関や関係部署からの情報提供を受け、専門職が訪問等を行い介護サービスや医療機関に繋げたり、声かけ・見守り事業に繋げたりして個々に対応しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまの答弁に対しまして再質問をさせていただきます。

声かけ・見守り事業に繋げて個々に対応していると答弁されましたが、そのネットワークから外れている形の救済、詳しく申しますと、そういう風なシステムを知らない方や、またそのネットワークを利用されなかったという方について、今後の救済はどのようにケアしていくのか。そこら辺を少し再質問させていただきます。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

高齢者保険課や地域包括支援センターが相談窓口として設置しておりますので、今後広報等を活用しながら、その周知をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

それでは、次の質問に入らせていただきます。

コロナ禍での介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を行うことは可能でしょうか。お伺いいたします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

古川議員のコロナ禍での介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を行うことは可能かどうかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は令和2年に実施しており、また平成30年から令和2年まで在宅介護実態調査を介護保険事業計画策定に係る調査として実施しました。新型コロナウイルス感染症のための再調査は考えておりませんが、次期介護保険事業計画策定のための事前調査といたしまして令和4年6月より在宅で介護されているご家族へ在宅介護実態調査、令和5年1月頃に65歳以上の無作為抽出した方への介護予防日常生活圏域ニーズ調査を行う予定としております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまのご答弁に対しまして要望がございます。

先ほど他の質問の答弁で、令和2年、令和3年で著しく通所サービスを受ける方が減少したということでもありますので、前々回のその調査よりもはるかにコロナ禍の中で2年、3年と続きました蔓延防止のために外出を制約された方や、やはりひきこもる方はどんどん自分の中に入って行って、人には気づかれないが心の病がどんどん蔓延しているという風な状況が窺えると思いますので、これはまた早急に皆さん方の基礎調査、色んな声を集めてこれからのアフターコロナ、これからどういう風に、また変化していったことに対して、どう対応していくかっていうことを行政として行っていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

認知症の普及啓発のため、以前本町では町民対象の講習会などを行っていますが、現在感染拡大予防のため自粛し、活動を休止していると思われま。それによってひきこもり、日常生活動作の低下により認知症の増加や介護度の区分変更が進んでいるのではないのでしょうか。

次の質問に入ります。

蔓延防止中での認知症の普及啓発のための計画、方策はあるのかについてお伺いいたします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

古川議員の認知症の普及啓発のための計画、方策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のご指摘のとおり、認知症の講演会は中止している状況であります。また、講演会とは別に毎年認知症により行方不明になった方を早期発見し、保護することを目的とする模擬訓練も行っておりましたが、この訓練も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止といたしております。その代替として認知症についての豆知識と認知症と思われる高齢者への対処法や相談先を記載したリーフレットを作成し、今月中に認知症対応の事業所と共に町内の金融機関やコンビニエンスストアを訪問し、説明しながら配布していく予定であります。併せて、行方不明になった方を支障のない範囲で捜索をしていただくおもいやりSOSネットワークの協力機関の募集チラシも配布し、啓発を行う予定であります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

それでは、次の質問に入らせていただきます。

コロナ禍による下肢筋力低下による歩行困難などの身体機能低下など、検査方法や啓発活動はどうするのかについてお伺いいたします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

古川議員の下肢筋力低下による歩行困難などの検査方法や啓発活動についてのご質問に答弁をさせていただきます。

介護予防教室では参加者の運動機能がどのくらい上昇したか、適度な期間を空けて計測をしており、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら実施しております。感染拡大防止のため教室を中止する場合であってもフレイル予防のパンフレットを配布し、自宅でできる予防をしていただけるよう啓発をしております。また、通所サービスの事業所では個別機能訓練を実施している事業所が多くあります。この個別機能訓練は利用者の自宅を訪問し、自宅での生活環境や状況、課題を確認する必要があるため、利用者の個々の課題に対し目標、実施方法などの計画書を作成し、その計画に基づいて機能訓練を行っております。事業所は3か月に一度評価を行い、利用者や家族、担当介護支援専門員に報告することとなっており、利用者の身体機能が維持できるようPDCAサイクルを回し、個々に合ったサービスを提供し、常に下肢筋力のみならず全身の状態や精神面においても観察してくださっている状況であります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまの答弁に対しまして再質問はございません。ただ、今回このコロナ禍において心の病と、また悩みについて、今回は高齢者にターゲットを絞りましたが、やはりコロナ禍の中で声には出せないけれども、心の中に思っているという町民の皆さん方も深刻な声は大きいと思います。例えば、小学校に通う子供たち、また幼稚園に通う子供たち、また保育所に通っていらっしゃる児童の方、またその児童の方の保護者の方々、またある一面では働く職場の中で、コロナ禍のために色んな制限を受けたり、または蔓延防止のために濃厚接触者となって家に待機されている方々、たくさん皆さん方は心の中に若干のコロナ禍の悩みがあると思います。今回は高齢者保険課の方に申しましたが、各課において、そのような各年代において様々な問題があるということを町の行政は真剣に取り組んでいただいて、少しながら色んな絡まった糸を解くようにして問題解決の方をよろしくお願ひしたいと思います。

これで10番 古川 幸義の質問を終わらせていただきます。

議長（村井 勉）

これをもって10番 古川 幸義 議員の質問を終わります。

次に、6番 松岡 忠 君。

議員（松岡 忠）

6番 松岡 忠、令和4年3月議会一般質問を一問一答形式で行います。

まず最初に、今回の質問は12月議会でも行いましたが、私の議員としての務めとして議員である期間は入札比較価格の公表について適切な回答が得られるまで質問を行うつもりでいます。今回はその時の答弁で、本町は国の指針に従っていると答弁がありました。私もその国の指針を拝見しましたが、指針の効力は国の出先機関各所に、各省、各庁の長に対してのものであるような解釈をしました。国から適正に図るために国や都道府県、市町においては、そのように行うよう努力することというのがありますとのことですが、指針の中に最低制限価格を定めた場合における当該価格、最低制限価格について公表しないものとする。ここは理解できますが、その次に地方公共団体においては予定価格の公表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否について十分検討した上で予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積り努力を損なわせること、入札談合が容易に行える可能性があること等の弊害が生じることがないように取り扱うものとするとなっており、また障害が生じた場合には速やかに事前公表の取り止めを含む適切な対応を行うものとするとなっており、事前公表をしてはいけないとは書いてないように思うのですが、あくまでも各自治体の長に任せると解釈してもいいのではと私は理解できますが、町のお考えをお伺いします。

総務課長（泉 知典）

松岡議員の工事等の入札比較価格の公表についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、本町の入札の予定価格の公表につきましては、多度津町公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱に基づき、建設工事及び建設工事に伴う測量、調査、設計等の委託業務の全ての入札案件におきまして予定価格を入札執行前には公表せず、入札執行後の公表、いわゆる予定価格の事後公表としているところでございます。その理由といたしましては、国の指針におきまして予定価格については入札前に公表すると予定価格が目安となって競争性が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積り努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があることなどの問題があることから、入札前には公表しないものとする明記されているためであります。これを踏まえまして、現在の本町の入札業務の執行につきましては適正に行われているものと判断しており、現状の取扱いの変更は考えておりません。

また、議員ご指摘のとおり、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はございませんが、同時に国の指針にございますとおり、事前公表を行うに当たりましては前といたしました問題点が生じることのないように取扱いには十

分な注意が必要であることが示されております。これを踏まえまして、本町におきましても入札価格が同額の入札者のくじ引による落札等が増加することで適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力、経営力による競争を損ね得る弊害が生じ得ることを鑑み、国の指針に基づき予定価格の事後公表の取扱いとしております。入札業務の執行におきましては、公平性、透明性、競争性の向上を図り、適切な履行及び良好な品質を確保することが重要でございます。本町の方針といたしましては、今後も引き続き国の指針に基づいた対応をまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

有難うございました。ただいまの答弁の中で、予定価格が目安となって競争性が制限され、落札価格が高止まりになる、建設業者の見積り努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があるとして今答弁されましたが、落札価格が高止まりになるということは予定価格を公表していない方が高止まりになる可能性はあるんですが、というのは予定価格を公表していなければ上の金額は幾らの数字を入れても構いません。

それと今、多度津町の入札形式が3回行うようになっております。これが結果を見たら分かりますとおり、1回目の最低入札者が2回目、3回目、必ず最低でおります。これの方がよっぽどおかしいのではないかと、それとまた去年4月からの1年間、今までの1年間に関して落札している業者を見ていると、最低制限価格いっばいの数字がたくさん見受けられると思うんです。その辺を考慮しての私の質問だったのですが、私の今の考えはどう思いますか。

総務課長（泉 知典）

ただいまの松岡議員の再質問にお答えいたします。

松岡議員が最低価格の方に合わされるという風なことがありましたが、国の指針、総務大臣及び国土交通省の指針にもございます。まず、職員に対する予定価格の事前公表のメリットにつきましても、職員等に対する予定価格を下げる行為など不正行為の防止が可能になること、デメリットとしては談合が一層容易に行える可能性があること、積算能力が不十分な事業者でも事前公表された予定価格を参考にして受注する事態が生じることという風な、はっきりとした指示がなされております。現実的に最低価格の方に近い価格で落札されるっていうことがあっても、それは正しい入札行為であると考えております。それがこういうことをすることによって、もし高い方に行った場合には取り返しがつかなくなるということもありますので、そういう風なこ

とは導入するという考えはないということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

今の答弁に対して再質問したいのですが、関連があるので2点目の方に移らせてもらいます。

多度津町内の建設業者においては、各社とも町からの受注をしたいと思っています。しかしながら、現在の力量からしては、かなりの差があります。そのため、予定価格の事前公表があれば出発地点は横一線になります。あとは各社の企業努力での金額が出てくるものと思います。今は見積りの優秀な会社が有利に思えて、数件の数を1社が落札していることがあります。受注が多くなれば零細な会社にも利益が出てきて余裕ができ、色んな企業努力ができると思います。企業育成のためにも、この入札予定価格の公表を思っております。町長のお考えをお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

松岡議員の工事等の入札比較価格の公表についてのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど担当課長からの答弁にもございましたとおり、本町の入札の予定価格の公表につきましては、多度津町公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱に基づき、建設工事及び建設工事に伴う測量、調査、設計等の委託業務の全ての入札案件におきまして予定価格を入札執行前には公表せず、入札執行後の公表としているところでございます。

議員のご指摘にございます見積りの優秀な会社が有利であるということは、積算能力が高い建設業者がより多くの受注を確保できる状況であると言え、各建設業者が受注を確保するためにその積算能力を磨くことにも繋がりますので、予定価格を事前に公表するよりも事後の公表とする方がより適切な取扱いであると考えております。これを踏まえ、町といたしましては入札業務の公平性、透明性、競争性の向上を図り、適正な履行及び良好な品質を確保することを目的とし、国の指針に基づいた対応を行うことを方針といたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

今の町長の答弁を踏まえまして、先ほどの課長が申された各業者があんまり見積りのことを考えると、頭が分かっとなら誰でも数字が入れられるがというような感じの答弁をもらいました。私になぜそれを言うかということ、前にも申しましたが、入札書、見積りをするには設計書がまともな設計書の場合には大概の業者は普通の設計ができますが、多度津町の場合にはまとも

な設計書でない場合がたまにあるんです。そのために、そこで幾ら優秀な会社でも積算ができないという内容があります。というのは、この積算根拠の設計書がコンサルタントの作成のものが大半だと思うんです。その設計書の中身について、コンサルがその設計書を持ってきた時に、この設計書の中身を誰がチェックをしておるかということが一番大事になるのではなかろうかと。その設計書が合うとるか合っていないか、中身が合うとるか合っていないか、それをチェックする職員が庁内におるのかどうか、建設課長にお伺いします。

建設課長（三谷 勝則）

松岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

現在工事発注においての設計書作成については、建設課工務係においてやっております。議員のおっしゃるとおり、設計についてはコンサル委託するものがございます。それについては担当、それとまた、その上の係長及びでチェックをかけているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

有難うございます。この質問は、入札関係の質問はこれからもさせていただきたいと思えます。

それでは、次の質問にまいりたいと思えます。

この国の指針は設計並びに工程等も書かれていますが、各事業担当課においてこの指針を熟読していますか、お伺いします。

総務課長（泉 知典）

松岡議員の各事業担当課において指針を熟読しているかのご質問に答弁をさせていただきます。

国及び県、その他の公的機関からの工事等に関する通知及び通達等は総務課への情報提供があり次第、各事業担当課に周知しております。当該指針につきましても、各事業担当課におきまして確認、把握しているものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

以上で最初の質問は終わらせていただきます。

次、2点目、幼稚園の統合についてであります。

今回の議会に議案として教育長の人事案件が提出されており、この一般質問時には結果が出ているかと思えます。教育長おめでとうございます。

そこで、教育長にお聞きします。それは多度津町の幼稚園の統合事業についてです。懸案になっているこの事業を教育長はどのように考えていますか。

やらなくてはならない事業であり、今後の任期中に結論を出さなければならぬと思いますが、色々事情があることは分かっていますが、教育長のお考えをお伺いします。

教育長（三木 信行）

松岡議員の幼稚園の統合についての教育長の考えについてのご質問に答弁をさせていただきます。

幼稚園の統合に関しては、松岡議員より12月議会の一般質問において答弁をさせていただいたとおり、令和4年3月31日を委託期限として町の総合計画、都市計画、ハザードマップ等を考慮した上で、実現可能な施設整備の検討及び課題等を抽出する多度津町立幼稚園再編整備計画検討業務を業務委託しております。検討結果については、本委託業務終了後、内容を精査した上で6月議会において議員の皆様には報告をさせていただきます。私といたしましては、今後も適正な幼稚園教育を行える園児数を確保しながら安全・安心な施設の運営を行うために町財政等を勘案しながら、多度津町立幼稚園、小学校の適正規模、適正配置に関わる基本方針に基づき実施をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

令和4年度の施政方針の中、重点施策の2点目で子育て支援の充実、その中には保育所の待機児童解消、放課後児童クラブで児童が安心して過ごせる保育環境の充実に努めるとあります。これは保育所と小学校のことであり、幼稚園のことがないなと思いましたが、基本政策の3点目に豊かな心を育てる教育の充実で今後の本町の幼稚園・学校教育の在り方について、基本方針に基づき先行して実施する幼稚園の適正配置について具体的な検討を行っているが、厳しい財政状況も勘案しながら事業を進めてまいりますと明記してありましたので一安心したところでありますが、具体的な検討結果が出た場合、令和4年度中に方向性は決定して進んで行かれるのか、町長にお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

松岡議員の幼稚園の統合についての町長の考えについてのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど教育長より答弁させていただいたとおり、現在、教育委員会において多度津町立幼稚園再編整備計画検討業務を業務委託しているところであります。委託業務終了後、教育委員会での協議、結果の報告を受けた上で、議員ご存じのとおり厳しい財政状況等を勘案しながら時期等も含め、再編に向けて判断したいと考えております。その際には、議員の皆様にもご意見を伺い

ながら進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

再質問です。

3月に報告が出ると。6月には私らの方に報告していただけると先ほど答弁がありました。今の令和4年度の当初予算では、この幼稚園統合についての予算は今0円になっております。これが6月中ぐらいにその報告が出たら、検討するには9月ぐらいに多少の補正予算をつけて前向きに進んで行かなんたら、この事業自体がすぐに、こちらだけで決めるものではなく、地域住民の人の要望とか協力が物すごく必要な事業になると思うんで、その辺を4年度中に町長の方でゴーサインがそういう場合に出せるかどうかお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

再質問にお答えしてまいりますが、今年度、令和4年度当初予定した事業も大幅に遅れております。様々なところで大幅に遅れている利用というのは財政であります。その中におきまして、今、適切な答弁ができないのが現状であります。今、教育長及び私が申し上げましたように、この事業を進めてまいることには変わりはありません。ただ、いついつという期限を切ることは今の段階では難しいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

有難うございました。そういう答弁になるのかなとは思っておりましたが、私の方はこの事業は本当に大事な事業なんで、後ろの議員さんたちも幼稚園どなんなるんやろうかなという考えは皆同じだと思うんです。一刻も早く基本方針を決めていただいて、それに向かって2年後になるか、3年後になるか分かりませんが、これはやっていかなくてはならない事業だと思いますので、ご配慮をよろしくお願いします。

以上で私の一般質問を終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって6番 松岡 忠 議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を14時25分にさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

休憩 午後2時5分

再開 午後2時25分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、2番 門 秀俊 君。

議員（門 秀俊）

2番 門 秀俊、一般質問をさせていただきます。

瀬戸内国際芸術祭2022について、河川での雨水被害について、消防職員の免許及びドローンの活用について質問させていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染拡大で罹患された方、ご家族の皆様には心よりお見舞い申し上げます。また、医療従事者の方々、本町での関係職員の方々のご苦勞に深く感謝申し上げます。

1、瀬戸内国際芸術祭2022について質問いたします。

春会期4月14日から、夏会期8月5日から、秋会期9月29日からの予定になっております。本町でも秋会期での4回目の会期となっております。過去の来場者数も増加していると思います。しかし、今会期は新型コロナウイルス感染拡大による来場者数は減少すると思います。特に海外からの来場者数は激減することでしょう。

そこで質問させていただきます。

1、現在、春会期での高松の現状はどのようになっていますか、お伺いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

門議員の春会期での高松の現状についてのご質問に答弁をさせていただきます。

瀬戸内国際芸術祭2022春会期につきましては、4月14日からの開催に向け県実行委員会を中心に情報発信や受入れ環境の整備が進められているところでございます。現在、公式ウェブサイトの開設や今回より導入される電子パスポート、瀬戸芸デジパスの3シーズンパスポートの前売りが行われ、3月下旬から4月上旬には公式ガイドブックの販売及び公式アプリの配信も予定されております。また、瀬戸内国際芸術祭ボランティアサポーターこえび隊のホームページには春会期の会場である高松市の男木島や女木島の作品制作の様子が掲載され、記事の中では各会場での準備が着々と進んでいる旨が報告されておりました。参加市町の現状につきまして詳細な情報共有は行われておりませんが、香川県または岡山県が緊急事態宣言の対象となった場合を除き、予定どおり開催することが県実行委員会の基本方針でございますので、高松市をはじめ、全ての市町で開催に向けた準備が進んでいるものと考えております。

本町におきましても、昨年11月より月に1回程度、京都精華大学関係者の

方々が高見島に入島し、作品制作の準備を行っておりますので、9月29日からの秋会期開催に向け遅滞なく準備を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

2つ目、感染対策についてどのようになっていますか、お答え下さい。

政策観光課長（河田 数明）

門議員の感染対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

会期中の感染対策につきましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針及び新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針を基本的な指針として、新しい生活様式や業種ごとに作成される感染拡大予防ガイドラインなどに基づく適切な感染対策を実施することとなっており、県実行委員会が瀬戸内国際芸術祭2022新型コロナウイルス感染症対策の指針を策定し、本部会議において了承を得たところでございます。指針の具体的な内容につきましては、マスクの着用や消毒の実施、密の回避などの基本的な対策に加え、来場者の検温及び体調確認、連絡先の把握を行い、有症状の方には入場をお断りすることなどが示されております。検温及び体調確認につきましては、本町の場合、多度津港で行いますので、有症状の方は定期船に乗ることができません。また、無症状の方には検温後に当日限り有効のリストバンドを着用いただき、一目で検温実施済みと判別できるようにするなど、島にお住まいの方々の安心感に繋がる工夫が盛り込まれております。さらに、島内での有症状者発生に備え、各会場には他の来場者の方々と離れて待機できる救護スペースを設置し、有症状者が発生した際には救護スペースへ案内後、県実行委員会本部に常駐する看護師の指示を受け、島外への搬送が行われます。なお、搬送につきましては、症状に応じ救急搬送またはチャーター船などを用いた救急外搬送が行われる予定でございます。

本指針における開催についての考え方につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、香川県または岡山県が緊急事態宣言の対象となった場合を除き開催することを基本としております。しかしながら、開催ありきではなく、感染状況を踏まえ、感染拡大時には関係市町の意見を踏まえた上で対応が決定されますので、状況に応じ高見島にお住まいの方々のご意見を県実行委員会に伝えてまいります。今後、本方針に基づいた運営マニュアルが作成されますので、本課より町職員をはじめ、ボランティアスタッフの方々への周知を徹底し、島にお住まいの方々や来場者の皆様に安心して芸術祭を楽しんでいただけるよう運営に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

3つ目です。今現在、高見島での屋内、屋外の展示数の予定はどのようになっていますでしょうか。

政策観光課長（河田 数明）

門議員の高見島での屋内、屋外の展示数の予定についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、高見島には屋内作品5点、屋外作品1点、合計6件の継続作品がございます。今回の作品数につきまして県実行委員会からの正式な発表はまだございませんが、前回に引き続き、京都精華大学関係者のプロジェクトを中心とした作品が展開され、複数の新規作品が制作される予定と聞いておりますので、高見島での作品数は前回と同数程度の12点前後になるものと予想しております。また、今回は高見島のみならず、陸地部での作品展開も予定されていることから、本町全体では前回は上回る作品数が予想されます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

再質問をさせていただきます。

屋内作品を減らし、屋外作品を増やすという要望はできますでしょうか。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまの再質問に答弁をさせていただきます。

前回の芸術祭におきましては、高見島の12作品中、屋内作品数が9点と、本町が参加した過去3回で最多となり、作品受付などに多数のスタッフが必要となりましたが、議員の皆様をはじめ、ボランティアの方々のご協力によりまして無事会期を終えることができました。本町といたしましては、屋内作品の増加は人的負担が大きく、新型コロナウイルス感染症の影響による人員不足も懸念されることから、議員ご提案のとおり屋内作品を減らし、屋外作品を増やしていただきたい旨を県実行委員会に要望しております。しかしながら、瀬戸内国際芸術祭における作品につきましては公募により選ばれた作家から作品プランを提案いただき、県実行委員会及び総合ディレクターが調整いたしますので、必ずしも参加市町の要望が反映される訳ではなく、今回の芸術祭におきましても前回と同数程度の屋内作品数を予想しております。

運営に当たりましては、屋内作品数により本町に配置いただく県雇用スタッフの人数を調整いただくなど、屋内作品が多い中でも参加市町及びボランティアスタッフの方々の負担が少ない運営方法を県実行委員会で検討されておりますので、引き続き県実行委員会と連携し、会期中の円滑な運営が行えるよう準備を進めてまいります。

以上、答弁させていただきます。

議員（門 秀俊）

4つ目、作家の方、またスタッフが島に入るための感染対策のルールができていますでしょうか、お伺いします。

政策観光課長（河田 数明）

門議員の作家の方、スタッフが島に入るための感染対策のルールについてのご質問に答弁をさせていただきます。

作家、スタッフの方の入島につきましては、県実行委員会において統一のルールが作成されております。具体的な内容につきましては、体調不良の方や陽性となった方で陰性を確認後14日間経過していない方、または渡航歴のある方で入国の次の日から10日を経過していない方は入島禁止となっており、入島当日には島への渡航前に県実行委員会より多度津港での検温及び体調確認が行われます。また、全国のどこかで緊急事態宣言または、まん延防止等重点措置が出ている際に県外在住の作家の方が県内宿泊を伴う日程で入島する場合は、事前にPCR検査等を実施し、県実行委員会が陰性であることを確認いたします。その他、船内及び島内でのマスク着用の徹底や消毒、民家敷地内に入らないことなどがルールとして示されております。本ルールにつきましては、2月14日に県実行委員会担当者に同行し、高見島の自治会長3名の方に内容をご説明し、ご了承をいただいた上で作家の方々に周知され、運用が開始されました。3月4日には自治会長へのご説明以降、初めて作家の方が高見島に入島されましたが、その際に県実行委員会による検温などが適切に実施されております。

なお、本町におきましては現在、高見・佐柳両島への渡航自粛を要請しておりますが、作品制作上やむを得ない場合は作業のため作家の方々が入島いたします。その際には事前に入島スケジュールを県実行委員会より提供いただき、本町担当より自治会長にお伝えしております。今後も地元の方々のご理解を得られるよう県実行委員会と連携し、準備期間におけるコロナ対策の徹底に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

5つ目です。来島されたお客様が、本町の町並みなどを散策する流れを考えられていますでしょうか、お答え下さい。

政策観光課長（河田 数明）

門議員の本町の町並みなどを散策する流れについてのご質問に答弁をさせていただきます。

今回の芸術祭では、陸地部も含めた新たなエリアにおける作品展開やイベントの開催を通じた来場者の周遊の促進が計画されており、本町におきましては町の繁栄を今に伝える町並みを活用し、陸地部へも誘客を図る予定となっ

ております。現在、作品展開について県実行委員会及び総合ディレクターが検討している段階であり詳細は未定でございますが、合田邸をはじめ、本通地区に残る伝統的な建造物に作品を設置したいとお話があり、所有者の方との折衝が行われているところでございます。本町といたしましては、前向きに合田邸への作品設置を進めたいと考えておりますので、今後、合田邸ファンクラブの方々のご意見もお聞きしながら、県実行委員会と設置に向けた具体的な協議を行いたいと考えており、高見島のみならず陸上部でのにぎわいを創出できるよう引き続き、県実行委員会と協力して準備を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。

それでは、次の質問、2点目です。

河川での雨水被害についてお伺いします。昨年7月での豪雨での被害が本町でも各地色々あったと記憶に残っています。

そこで質問に入ります。

1つ目、本町の河川、桜川、小桜川、弘田川などはどのような被害があったか質問いたします。

総務課長（泉 知典）

門議員の本町の河川でどのような被害があったかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和3年7月8日の梅雨前線による大雨では、多度津町内において3時間雨量102ミリ、6時間雨量135.5ミリを観測し、記録的な豪雨となりました。その影響により大雨警報をはじめ、土砂災害警戒情報等が発表され、土砂崩れや洪水等の災害発生の恐れがあったことから町内全域に避難指示を発令したところでございます。この大雨による河川の被害につきましては、河川からの越水等はありませんでしたが、水路等から溢れたことによる床下浸水が3件、小規模な土砂崩れが1件ありました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

2点目で、本町全体の雨水対策は今後どのように考えられますか、お答え下さい。

建設課長（三谷 勝則）

門議員の本町全体の雨水対策は今後どのように考えられますかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町においての雨水対策につきましては、県管理河川では桜川のほか桜川の

支流になります小桜川、東桜川を洪水の安全な流下や浸水被害の軽減を図るため、平成19年12月に策定した桜川水系河川整備計画に基づき、河口より順次拡幅工事を進めているところであります。現在の整備状況を県に確認したところ、桜川は河口から約1.2キロ上流までの改修が進んでおり、桜川と小桜川については台風による浸水被害が発生したことから2回の護岸の嵩上げを実施しております。東桜川においては町道198号線二ツ橋、1号橋地先の桜川合流点から上流の町道335号線に向かい河川の拡幅改修を実施し、桜川、小桜川では本年度部分的に堆積土砂の撤去などを行っております。今後は桜川については、小桜川の合流点から上流へ改修を実施する予定であります。また、弘田川につきましても平成21年3月に策定した弘田川水系河川整備基本方針に基づき順次整備を進めており、弘田川の支流となる二反地川、弘田川の合流点より約1キロ上流の宮後池付近まで整備を完了しております。また、今年度より具体的な河川整備内容を示した弘田川水系河川整備計画を作成しており、来年度の策定に向け作業を進めているところであります。

本町の雨水対策事業につきましては、多度津町流域関連公共下水道事業計画に基づき、昭和60年1月に認可を受け浸水防除を目的としてポンプ場整備や配水池の整備を進めてまいりました。近年、短時間で、かつ局所的な集中豪雨による浸水が本町でも発生しており、浸水発生の抑制を効果的、かつ計画的に進めていくことから、平成30年度に浸水対策のシミュレーションを行い、令和元年度には短期、中期、長期の20年間において雨水整備を重点的に進めていく重点対策地区を多度津町雨水管理総合計画において決定いたしました。今後はこれら事業計画の見直しを行いながら、計画に基づき、効果的に雨水整備を進めて浸水防除に努めてまいりたいと考えております。また、浸水地域の内水排除対策といたしまして、内水排除が困難な箇所においてはポンプ施設等の設置を進めております。また、昨年7月の豪雨により冠水しました西港町地区におきましては、今年度より西港町地区排水既設流域調査業務を実施しており、その結果を基に排水施設設備等の構造について検討を進めているところでございます。今後も県に対し、できる限り早期の河川改修や浸水対策などの要望をし、また本町といたしましても浸水被害の防災・減災対策を調査検討し、町民の皆様にご安心していただけるよう浸水対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。

次の質問に入ります、3点目です。

消防職員の免許及びドローンの活用についてお伺いいたします。

消防職員の皆様には日々、火災、救急搬送などの対応には感謝申し上げます。職員が入隊されると取得免許は普通免許と考えられます。しかし、今年度購入した救助工作車やポンプ車など、普通免許では運転できないと思います。現在どのような形で大型車両の取得をされているかお伺いいたします。

消防長（阿河 弘次）

門議員のどのような形で大型車両の取得をされていますかのご質問にご答弁させていただきます。

運転免許につきましては、平成19年6月2日の道路交通法の改正により車両の総重量等で普通免許、中型免許、大型免許に細分化され、さらに平成29年3月12日の改正により普通免許、準中型免許、中型免許、大型免許にさらに細分化されました。当本部におきましては車両を13台保有しており、大型免許が必要な車両が1台、中型免許が必要な車両が1台、準中型免許が必要な車両が4台、普通免許が必要な車両が7台ございます。しかし、当本部の職員は高校卒業後に採用される職員がほとんどであり、運転免許は普通免許しか取得しておらず、平成29年度以降の採用者については普通免許で運転できる車両は車両総重量で3.5トン未満の車両で救急車を含む7台しか運転できません。消防ポンプ自動車は総重量が5トン以上あるため、車両の総重量により準中型免許、中型免許、大型免許が必要となります。また、大型免許につきましては普通免許の取得後3年以上の運転経験が必要となります。当本部におきましては、消防隊、救急隊を兼務している関係で全ての車両を運転する必要があり、消防業務を遂行していく上で大型免許は業務上必要でございますので、職員の運転技術の適性を見極めた上で公費にて大型免許を取得させております。なお、公費で取得した職員は5名おります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

現在、公費で取得できる免許の種類は何がありますか。

消防長（阿河 弘次）

門議員の公費で取得できる免許の種類は何がありますかのご質問に答弁させていただきます。

社会が複雑多様化している中で消防業務におきましても多岐にわたり、専門的な知識が必要となる救急救命士、予防技術資格者など、資格に応じて職員の中から選抜をして受験させております。さらには消防学校教育の中において初任科教育では危険物取扱者乙種第4類の試験の機会を設けており、専科教育の救助科では酸素欠乏硫化水素危険作業主任技術講習を受講することにより資格を取得することができ、また特別教育においては小型移動式クレーン、玉かけ、巻上機の技能講習があり、受講することにより資格を取得する

ことができます。消防業務においては免許資格が必要となるものが多くあり、全職員に取得させるのが理想ではございますが、取得については取得研修期間の勤務者の不足や職員の適性を見極めた上で、消防全体のバランスを考慮して免許資格を取得させております。また、消防は組織全体で活動を行っており、免許資格の取得者のみでは活動できるものではございません。対応する資機材等の整備も必要となり、さらには有資格者を職員全体でサポートする体制も必要であると考えております。また、職員の中には自己のスキルアップのため、私費にて消防業務に関連した危険物取扱者乙種第4類や消防設備士の資格を取得する職員もございます。

以上、答弁させていただきます。

議員（門 秀俊）

3点目になります。災害時や山、海での救助活動でドローンの活用が有効と考えられます。令和2年12月議会での中野委員での質問にもありましたが、消防署で現在ドローンの活用を考えられていますか、お答えをお願いします。

消防長（阿河 弘次）

門議員の消防署でのドローンの活用を考えていますかのご質問に答弁させていただきます。

ドローンについては、近年多くの自治体においてまちづくりのために導入が進んでおり、使用用途も観光、産業、農業など、様々でございます。議員ご質問の消防署におけるドローンの活用については、災害現場での活用が中心になると考えております。ドローンは災害現場において比較的簡単に操作ができ、多機能カメラを搭載することにより広範囲に被害状況を確認でき、また被害箇所を特定することができるなど、迅速に被害状況を確認することができます。被害状況は確認できれば、その後の対応を迅速に進めることができます。さらには、大規模災害時などには逃げ遅れた被災者などを発見したり、被災地の安全性を確認したりすることで救助隊の代わりにドローンが危険な役割を担うことにより、救助隊が二次災害に巻き込まれるリスクを軽減するなど、ドローンの活用には大きなメリットがございます。その反面、飛行時間が短い、天候に左右される、航空法により夜間飛行ができない、通信状況の悪いところでは使用できない、墜落による被害などのデメリットもございます。

また、総務省消防庁の調査では、令和3年6月1日現在で約半数以上の消防本部でドローンが運用されております。運用については専門部隊での活用や他の部隊と兼任しているなど様々でございますが、当本部のような小規模な消防本部においては専門部隊の創設は難しいと考えております。ドローンに

つきましては、ドローン本体やカメラの性能により大幅な価格の差があり、さらには対策本部等で視聴するには別途に画像を送信する画像伝送装置が必要となり、高性能のスペックを求めるほど運用維持管理費も高額になります。さらに国においてはドローンの安全性を確保するためにドローンの登録制度、操縦ライセンス制度の創設をするなど、航空法の一部改正を行う発表をしており、今後は操縦ライセンスを取得するため講習に参加するなど、人材の育成も必要となります。

今後、導入に向けてメリット、デメリットを考慮した上で関係する総務課危機管理室とも相談しながら調査検討をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。

災害時以外でも今後本町での先ほどの答弁にもあったように、観光、農業で役に立つと思います。本町全体でドローンの活用を考えていただけるよう要望いたします。

以上で一般質問を終わります。

議長（村井 勉）

これをもって2番 門 秀俊 議員の質問を終わります。

次に、4番 兼若 幸一 君。

議員（兼若 幸一）

4番 兼若 幸一です。1つ、駅周辺設備について、2つ、現庁舎の今後について、3つ目、人口減少対策について一問一答方式でお願いいたします。

まず、駅周辺設備についてですが、近々に起きるとされる南海トラフ地震を想定し、耐震及び津波対策として老朽化した跨線橋を平成30年3月に自由通路として架け替えて4年が経とうとしております。また、バリアフリー化に伴うエレベーターの設置からも1年が経ちました。新庁舎が6月より開庁すれば、さらに多くの人々が利用されるものと期待しておりますが、通路が汚れ、また防風壁のパッキンゴムが外れた状態も数か所見られております。自由通路及びエレベーターを合わせると十数億円もの建設費用が掛かっている施設の現状及び今後の施設のメンテナンス方法を教えていただきたいと思います。

建設課長（三谷 勝則）

兼若議員の自由通路施設の現状と今後のメンテナンス方法についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問の本自由通路の町道432号線、幸見通りにつきましては平成30年3

月より供用を開始しており、またエレベーターにつきましては昨年2月より使用を開始している施設になります。現在の施設の利用状況といたしましては、エレベーターの起動回数ではございますが、過去3か月の平均値で駅舎側が8,177回、パーク・アンド・ライド側が8,832回、1か月間で利用されている状況であります。議員ご指摘のとおり、供用を開始して以来、通路にゴミが散乱している、またエレベーターが汚れているなどの住民からの苦情をいただいている現状がございます。また、施設につきましても経年劣化により防風壁のパッキングゴムが外れたり、一部照明が点灯しないなどと通報があり、その都度修繕をしている状況でございます。現在、自由通路の清掃につきましてはシルバー人材センターに委託し、月に1回清掃をお願いしており、エレベーターの清掃については清掃業者に委託し、月に12回程度の清掃を行っております。また、エレベーターは法定検査が義務づけられておりますので専門業者に委託し、月1回の保守点検を行っているところであります。

今後の施設のメンテナンス方法につきましては、議員のおっしゃるように新庁舎完成後にはさらに多くの方の利用が予想されますので、利用状況を見ながら啓発活動や清掃回数を増やすなど対策を検討してまいりたいと考えております。また、自由通路施設につきましては町道橋であることから、法令により必要な知識及び技能を有する者によって5年に1回の頻度で点検を行うことが定められておりますので、適正に点検、修繕を実施してまいりたいと考えております。本施設につきましては、緊急時には避難路として町民の皆様が安全に安心して利用していただけるよう、施設全体のメンテナンスも含め引き続き、適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、2つ目です。平成29年に多度津駅周辺の活性化に関する条例が制定され、駅周辺の開発整備等に関する在り方について議論し、令和2年3月に駅周辺開発整備計画が策定されました。そこで計画の中の西側駅前広場について、広大な鉄道敷地を借景にして町のアイデンティティーを表現するために現在設置されているSLのハチロクを利用しながら広場を造るよう計画されていますが、ハチロクの現状はどのようなものか当然ご存じと思います。国鉄OBさんが正月にはしめ縄を飾ったり、ボランティアで塗装したりしているとのことですが、ハチロクの本体自体も相当傷んでおり、雨よけのための建屋も錆が多く出ております。SLのハチロクの所有者、維持管理者はどなたになっていきますか、お伺いいたします。

総務課長（泉 知典）

兼若議員のSLのハチロクの所有者、維持管理者はどなたかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

多度津駅前に展示しております蒸気機関車の車両につきましては、所有者は四国旅客鉄道株式会社となっており、賃貸契約により多度津町が昭和44年から当時の日本国有鉄道より無償で借受け維持管理をしております。全国におきましても公園等に展示されております蒸気機関車の車両は、旧日本国有鉄道が1960年から1970年代にかけ、子供向けの教育用の展示資料として各自治体は無償で貸し出されたものでございます。現在、議員のおっしゃるとおり四国鉄道OB会香川支部多度津分会のご厚意により、年1回しめ縄の飾りつけ及び清掃を行っていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

再質問をさせていただきたいと思っております。

具体的に町としての維持管理は何か対策はされていますか、お伺いいたします。

総務課長（泉 知典）

兼若議員の再質問にお答えいたします。

当時の賃貸契約内容にもありますように、教育施設ということもでございます。管理の方は一応総務課となっておりますが、あくまで無償貸与ということでございますので、大規模な改修等はあまり考えておりません。今まで何度か国鉄OB会の方に塗料等を提供して、ボランティアで塗装等はいただいております。今後もそのような塗装等の分につきましては、ペンキ等の提供はしていく予定ではございますが、今のところ大規模な改修予定の方は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

今後、広場の計画の中でも町のアイデンティティーを表現するには最大のモニュメントになる、このハチロクを半永久的に残していくには文化財として残していく合田邸と同様に専門家による調査を行い、修繕し、メンテナンスを行っていく必要があると思っておりますがいかがでしょうか。

教育課長（竹田 光芳）

兼若議員のハチロクを文化財として専門家による調査を行い、修繕し、メンテナンスを行う必要性についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、国内において蒸気機関車そのものが指定文化財になっているものは国産初期のSLとしての貴重性から京都鉄道博物館にある230型233号機関車の1件のみで、国の重要文化財となっております。その他の多くは蒸気機関車

に関連する駅舎や給水塔、倉庫などが登録文化財として保存されている事例はございます。現在駅前にある蒸気機関車C8620型に関しては昭和期に使用された車両で、教育委員会所有の多度津駅周辺の古写真にも同型の車両が走っている姿を見ることができますが、展示されている車両が多度津周辺を運行していた車両であるかという根拠がありません。また、讃岐鉄道初期の車両A1型、A2型、A3型でもないため、多度津の鉄道史を語るという文化財としての価値は低いと考えられます。併せて、塗料においても当時の塗装ではなく、駅前に設置後に行われた復元塗装とは異なる通常の塗装がなされてしまっているため、C8620型そのものの価値も減じていると考えられます。このようなことから、文化財として修理する対象とはならないと考えられます。しかしながら、議員ご指摘のとおり、本町のアイデンティティーを表現するために四国における初期の鉄道が敷かれたところの一つである本町においてはモニュメントとして重要なものの一つでありますので、SLの活用方法、メンテナンス等の方法を検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

四国における初期の鉄道発祥の地、多度津としては、非常に何か悲しい限りのご答弁だったような気がします。

次の質問に移りたいと思います。

新庁舎が6月より開庁することになっておりますが、現庁舎はどのようになるのか、この跡地はどうするのかと町民から尋ねられます。今後についてどのように計画されているのか、お伺いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

兼若議員の現庁舎の今後についてのご質問に答弁をさせていただきます。

多度津町役場は昭和45年に竣工し、半世紀以上にわたり町政の拠点として住民の皆様におきましても親しみ深い場所となっているものと考えております。現在多度津町役場に隣接する県立多度津高等学校におきまして、県が校舎老朽化に伴う改築のための基本計画を作成中であり、町役場移転後の跡地の取得も選択肢の一つとして検討している段階でございます。本町といたしましても、教育の充実及び向上を図ることを目的に地域に根差した地元の県立高等学校に町役場跡地を有効に活用していただくことも選択肢の一つとして想定しております。

今後につきましては、県立多度津高等学校の改築計画における方針を含め、地域における公共福祉の増進や地域社会への貢献等を十分に考慮した活用を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

今、町長からご答弁をいただきました。その中に、最後の方に地域における公共福祉の増進や地域社会への貢献等を十分に考慮した活用も検討してまいりたいというご答弁がありましたが、多度津高校に売却する以外に何か具体的な案があるのでしょうか。今ご答弁できる範囲で結構ですので、よろしくお願ひいたします。

町長（丸尾 幸雄）

今お話し申し上げましたこと以外に具体的なものはまだ出ておりません。ただ、色んなことを想定しながら地域の町民の皆様の福祉の向上や、また活性化、そういうことを考えていきながら色々な手段、利用方法があるんじゃないかなということを多角的に今検討をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

有効活用を是非とも考えていただきたいと思ひます。

次の質問に移りたいと思ひます。

人口減少対策についてですが、令和2年10月1日現在で実施された令和2年国勢調査の人口等基本集計の結果が令和3年11月30日に総務省統計局から公表されました。香川県では前回平成27年から全ての市町で減少し、2万6,019人減の全人口95万244人になりました。多度津町では921人減少して、2万2,445人となりました。県下では人口減少対策として移住促進補助金、新築補助金、医療費無料化、給食費無料化などの施策を実施していますが、多度津町での人口減少対策の施策とその効果についてお伺ひいたします。

政策観光課長（河田 数明）

兼若議員の人口減少対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和2年国勢調査による我が国の人口は1億2,614万6,000人と1920年の調査開始以来、初の人口減少となった前回の平成27年調査の人口1億2,709万5,000人から引き続き減少しております。都道府県別に見ますと、8都府県を除いた39道府県において人口減少が見られます。本県におきましては、県内の8市9町全ての自治体で前回調査から人口が減少し、人口減少数、減少率ともに過去最大となっております。前回調査からの減少率は、県全体では2.7%となっており、本町における減少率は3.9%となっております。国勢調査の結果にも現れておりますように、人口減少は香川県内のみならず全国的に喫緊の課題であり、人口減少傾向の抑制と人口減少社会への適応を目的とする地方創生への取組を国と地方が丸一つとなって、さらに推進していくことが重要であると考えております。国立社会保障・人口問題研究所の推計結果では、本町の総人口は2060年時点で1万7,990人になると予測されており、今

後はさらなる人口減少の加速が懸念されております。

このような中、本町では令和2年3月に策定いたしました多度津町人口ビジョンにおいて2060年の目標人口を2万300人と設定し、令和4年度施政方針にもありますとおり、同時期に策定いたしました第2期たどつの輝き創生総合戦略に基づき、たどつのゲンキを創る、たどつとツナガル人を増やす、たどつにスマタイ人を増やす、たどつのミライに向けて挑戦するの4つを基本目標に各種の人口減少対策や定住促進施策に取り組んでおり、具体的な取組といたしましてはタウンプロモーション事業や出会いの場創出事業、移住・定住促進策の検討などの60事業がございます。これらの事業に取り組む中で成果目標とKPIを定め、町長を本部長としたたどつの輝き創生本部及び民間の方などで構成するたどつの輝き創生戦略会議で効果、検証を行っており、全ての事業において毎年度進捗状況の確認を行いながら、人口減少対策の推進を図っているところでございます。

また、今後、人口減少社会がもたらす様々な課題は行政だけの力で解決できるものではなく、民間企業をはじめ、多様な主体が一丸となって取り組んでいくことが必要であると考えており、官民連携による地方創生の一層の推進のため、定住に至らないものの特定の地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出や拡大など、新たな視点からの対策として令和4年2月25日からスマートフォン用アプリ、まちのコインの運用を開始いたしました。まちのコインを活用することにより地域活動や伝統行事への若い世代の参加促進、町内事業所や団体等と消費以外の側面に関わる町内外の人々の増加に繋がると考えております。

今後も人口減少社会がもたらす様々な課題の克服に向け、第2期たどつの輝き創生総合戦略に基づく各種施策に積極的に取り組み、持続可能なまちづくりと、たとえ人口が減少しても住民の方々が笑顔で暮らせる環境づくりを推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

ただいまのご答弁に再質問をさせていただきたいと思っております。

たどつの輝き創生総合戦略に掲げる取組のうち、移住・定住促進策について具体的な事例を幾つか上げてご答弁いただきたいと思います。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまの再質問に答弁をさせていただきます。

第2期たどつの輝き創生総合戦略に掲載しております60事業のうち、町内への移住・定住を促進するための事業として実施しております移住促進家賃等補助金と空き家改修支援事業補助金を例に答弁をさせていただきます。

それぞれの補助金の令和3年度の実績は、移住促進家賃等補助金につきましては、当初予算枠3件に対し5件の申請がございましたので、補正対応をしております。また、空き家改修支援事業補助金につきましては、予算枠4件に対し4件の申請がございました。たどつの輝き創生総合戦略の中で、これらの事業に関連するKPIとして掲げておりますのが、県外からの移住者数の累計でございます。計画を策定する際、平成30年度における県外からの移住者数11名を基に令和2年度から令和6年度までの累計移住者数として50名を目標として掲げております。現行の戦略に掲載している事業の活用状況、KPIや成果目標の達成状況につきましては、毎年度状況の確認を行っているところでございますが、令和4年度は第2期たどつの輝き創生総合戦略の中間年度となりますので、新たな取組なども検討する中で戦略の一部改訂を行い、さらなる人口減少対策に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

有難うございました。

人口減少対策については、ご答弁にもありましたように全国的な課題であります。他自治体と同じような取組をしていたのでは、なかなか本町の人口増には繋がらないのではないのでしょうか。何か多度津町に住みたくなるような、他の自治体にはない目玉となる移住・定住支援施策を立ち上げて実施すべきと思いますので、執行部だけでなく、我々議員からも提案をして人口減少対策にぜひ取り組んでいければいいなと思っております。

以上で、私からの一般質問を終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって4番 兼若 幸一 議員の質問は終わります。

それでは、これにて本日の一般質問は終了いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

次回は明日午前9時より本日より同様一般質問を行いますので、よろしく願います。

長時間お疲れでございました。

散会 午後3時28分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

令和4年3月7日
第1回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記